嬉野市国土強靭化地域計画



佐賀県嬉野市

令和2年3月

目次

Ι	基	基本事項		1
	1	策定の趣旨	•••	1
	2	策定の根拠		1
	3	基本目標		1
	4	国土強靭化基本計画及び佐賀県国土強靭化地域計画との調和		2
	5	計画期間		2
Π	想	見定するリスク		3
	1	本市の特性		3
		(1)位置・地勢等		3
		(2) 河川		3
		(3) ダム		4
		(4) 低平地		5
		(5)活断層		5
		(6)気候		5
	2	過去の災害被害		6
		(1) 大雨		6
		(2) 台風	•••	8
		(3) 地すべり等		9
		(4) 竜巻	1	0
		(5) 地震	1	0
		(7) 津波	1	2
	3	計画において想定するリスク	1	2
		(1) 豪雨・大雨 (洪水)	1	2
		(2) 台風	1	2
		(3) 地すべり等	1	3
		(4) 竜巻	1	3
		(5) 地震	1	3
		(6) 津波	1	3
Ш	脈	色弱性評価	1	4
	1	脆弱性評価について	. 1	4
	2	事前に備えるべき目標	. 1	5
	3	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	. 1	5
	4	施策分野	. 1	7
	5	評価結果	1	7
IV	施	恒策分野ごとの推進方針	1	8
	1	行政機能·情報手段	. 1	8
	2	生活・環境・文教	2	5
	3	保健医療・福祉	2	7
	4	経済・産業	2	ç

5 土地整備・交通	3	3 1
V 計画の推進と不断の見直し	. 3	5
【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果	. 3	6
【別紙2】施策分野ごとの脆弱性の評価結果	. 4	. 4
【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針	. 5	0
【別紙4】重要業績指標	. 5	9
【別紙5】施策分野「土地整備・交通」における個別事業一覧	. 6	0

I 基本事項

1 策定の趣旨

本計画は、近年みられる台風の大型化や集中豪雨の多発化、地震等による災害発生リスクの高まりから、本市においても大規模自然災害等に平時から備え、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な土地・地域・経済社会を構築するため、本市における国土強靱化に関する施策の総合的、計画的な推進を図るために策定する。

2 策定の根拠

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下、「基本法」という。)第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定する。

≪参考≫基本法より

(国土強靱化地域計画)

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画 的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化 に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化地域計画」 という。)を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又 は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

3 基本目標

国土強靱化を推進する上で、国の国土強靱化基本計画(以下、「基本計画」という。)が掲げる基本目標は普遍的なものと考えられることから、本計画においても基本計画の基本目標を準用し、次の4つの基本目標を設定する。

- (1)人命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

I 基本事項

4 国土強靭化基本計画及び佐賀県国土強靭化地域計画との調和

本計画は、基本法第 14 条の規定を受け、国の基本計画との調和が保たれたものとなるように策定する。

また、佐賀県の国土強靭化地域計画との調和が保たれたものとなるように策定する。

≪参考≫基本法より

(国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係)

第14条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 計画期間

本計画は、国土強靭化に関する施策の指針として、市政の基本方針である「嬉野市総合計画 2018」と整合を取る必要があることから、計画期間は、「嬉野市総合計画 2018」と同じく、令和3年度のまでの2年間とする。ただし、令和4年度以降も、当該地域計画の内容を引き継ぎ、取り組みを推進していくものとする。

今後、新たな嬉野市総合計画が策定された際は、それに合わせて、当該地域 計画の内容と期間を変更することとする。

Ⅱ 想定するリスク

1 本市の特性

国土強靭化の取組を進めるに当たっては、本市が有する地勢・地質、気象等の特性を踏まえておく必要があることから、以下のとおり整理する。

(1) 位置・地勢等

本市は、佐賀県の西南部に位置し、北及び北東一帯は阿蘇火山脈の最北に あたる多良山系が連立し、北は武雄市、北東に白石町、南東に鹿島市、西は 長崎県に隣接し、面積は126.41k㎡、人口25,952人である。(令 和元年10月末)

市西部の嬉野地域は、唐泉山、虚空蔵山、国見岳等の山に囲まれた盆地が 形成され、良質で高温の温泉資源による温泉観光で賑わい、山の裾野ではお 茶の栽培が盛んである。

市東部の塩田地域は、小山群が繋がり、河川の流域に平坦地が広がり、米・ 麦作や施設園芸が盛んである。

本市の57%を占める山林は、76%が植林され、小山群が繋がっており、 急傾斜地崩壊や土砂崩れ、土石流の危険箇所が数多く存在している。

(2) 河川

河川は、大野原高原と虚空蔵山系に源を発する塩田川が、市の中央部を貫流し、有明海に注いでいる。塩田川には国見岳を源とする吉田川や、八幡川、鍋野川など21の河川が合流しているほか、鹿島市琴路岳に水源を発する鹿島川があるが、小河川のため流域面積が狭く、また、塩田川は有明海の干満の影響が大きい*感潮河川であり、台風や梅雨時には大きな災害をもたらしている。

*感潮河川:潮の干満の影響を受ける河川のこと

ア 河川の延長

区分	本数	延長 (m)	
二級河川	2 5	99, 217	

イ 主な河川

河川名 区間	延長 (m)
--------	--------

Ⅱ 想定するリスク

	下流部	
塩田川	河口まで	26, 390
吉田川	塩田川合流点まで	11,696
宇留戸川	吉田川合流点まで	1, 200
西川内川	n.	3, 280
小井手川	n.	1,000
鞘川	n.	4, 100
下宿川	塩田川合流点まで	3,500
井手川内川	n.	2,750
湯野田川	n.	2,000
岩屋川内川	n .	9, 370
俵坂川	n .	1,500
皿屋谷川	n.	800
椎葉川	岩屋川内川合流点まで	2, 100
内野山川	下宿川合流点まで	900
八幡川	塩田川合流点まで	2,820
浦田川	八幡川合流点まで	450
畦川内川	流海川合流点まで	1, 180
流海川	塩田川合流点まで	1,690
鍋野川	n .	1,880
小田志川	n .	1,780
入江川	II .	4, 976
北目川	入江川合流点まで	1,180
谷所川	鹿島川合流点まで	1, 170
東川	潮見川合流点まで	810
鹿島川	黒川合流点まで	10,695

(3) ダム

名称	位置	形式	規模			貯水池		効果
			堤高	堤頂長	集水面積	満水面積	有効貯水量	
岩屋川内	嬉 野 町	重力式コン	m	m	h a	h a	千 m³	治水不

ダム	上岩屋	クリートダ	59.5	192. 0	1,070	14.0	2, 280	特定用
		4						水
横竹ダム	嬉 野 町	重力式コン						治水不
	上吉田	クリートダ	F7 0	0.40	000	00.0	2 050	特定用
		4	57.0	249. 0	830	23.0	3, 950	水

(4) 低平地

市東部の塩田地域は、唐泉山と杵島山の間に展開し、なだらかな平野部が水田地帯を形成している。有明海側は、干潟の地層が多い、低平地が占める。本市は、有明海に面してはいないが、津波が発生すれば、塩田川が低平地をさかのぼる影響で浸水する地区が約60~クタール程の地域が被害を受けるおそれがある。

(5)活断層

県内には、国の地震調査研究推進本部において「主要活断層帯」として評価対象となっている活断層(帯)は存在しないものの、同本部が公表している九州地域の活断層の長期評価では、有明海北岸地域の平野とその北側の山地との境界に沿って分布する佐賀平野北縁断層帯及び福岡県境近くの日向峠一小笠木峠断層帯について、活動した場合の地震の規模がそれぞれマグニチュード7.5程度及びマグニチュード7.2程度と、大規模な地震が発生する可能性を指摘されている。

また、これら2つの活断層帯のほかにも、唐津市池原付近から北西の海域 に延びる城山南断層、伊万里市西部を北西-南東に延びる楠久断層、鹿島市 の南を北西-南東に延びる西葉断層など、活動すれば大きな被害が生じる可 能性のある断層(帯)は、県内各地に存在している。

なお、地震による被害については、県内に存在する活断層(帯)だけではなく、福岡県や長崎県など周辺地域の活断層(帯)で発生する地震でも大きな影響が及ぶ可能性があることに留意しておく必要がある。

(6) 気候

本市は、夏場の7、8月頃に日平均気温が25 ℃を超え、最高気温が38 ℃以上になる日もあるが、冬の2 月前後になると日平均気温は5 ℃前後や最低気温も氷点下5 ℃以下となり、夏場と冬場の気温の変化が大きい。降水量については、山間部が多い影響で、平均で約2, 200 mm と比較的降水量が多

い地域で、梅雨、台風襲来期である6月から9月頃には、一日の降雨量が180mm以上に達することがある。特に塩田川は、感潮河川であるため、増水時と有明海の満潮との接合時が最も危険である。降霜は、11月頃より見られ、晩霜は4月中頃までである。多くは梅雨期の大雨によって発生している。

2 過去の災害被害

国土強靭化の取組を進めるに当たっては、過去に実際に起きた災害を基に、 その態様や規模等を踏まえ、今後起きうる災害を想定しておくことも重要で あることから、被害発生に至るまでの経過も含めて、以下のとおり整理する。

(1) 大雨

本市で発生する自然災害のうち、その大半は大雨によるものである。大雨の原因を分類すると前線、低気圧、台風である。

日降水量100mm以上の大雨は、6月から7月の梅雨期に最も多く、この<math>2ヶ月で年間の半分以上の降雨量を占めている。ついで、8月、9月の台風シーズンの順となっている。

日降水量200mm以上の大雨や1時間降水量50mm以上の非常に激 しい雨は、梅雨末期に多い。

大雨の降り方は、

- ① 短時間(1~3時間)に集中して降る
- ② 長時間降り続いた結果、降水量が多くなる
- ③ 長時間降り続く中で、短時間に集中して降る

などに分けられるが、このうち③の降り方は、特に大きな被害を引き起 こすことがある。

【佐賀県に被害をもたらした主な大雨】

災害	概 要
昭和 28 年 6 月	九州南岸にあった前線が佐賀県に北上し、前線上に波動が発生した。
25 日~28 日の	6月25日朝方から降り始めた雨は、県中部の東多久では夜半にかけて1時間40ミリメートルを超える激しい雨となった。積算雨量が200ミリメートルに達した夜半頃から主要河川が次々決壊し、各地で地すべりや土石流が発生、26日午前8時には1時間降水量が100ミリメートルを超える猛烈な豪雨となり被害が増大した。
大雨	被害地域は県下全域に広がり、筑後川流域の平野部では10日以上冠水が続いた地域があった。家屋や田畑の流失、埋没、橋の流失など年間県民所得の6割に相当する巨額の被害となり、死者・行方不明者も62名にのぼった。

災 害	概 要
昭和 37 年 7 月	済州島南に低気圧が、また五島付近の前線上に波動があり九州南部にのびていた前線は、低気圧の東進に伴って佐賀県まで北上した。
7 日 ~ 8 日 の	県南部の太良町大浦では7月8日午前1時から8時までの7時間に600ミリメートルを超える集中豪雨に見舞われ、特に午前4時から7時までは、1時間100ミリメートルを超える猛烈な雨が続き、3時間降水量は339ミリメートルに達した。
大雨	雨は多良山地を含む地域に集中し、この地域での山地崩壊は341か所、住家の流失、埋没、全半壊は353戸にのぼった。太良町大浦地区では土石流により地区の半分が土砂に埋まり、大浦地区を中心に死者・行方不明者は62名という大きな被害が出た。
昭和 38 年 6 月	対馬海峡にあった前線が、福岡県から佐賀県に南下した。
30 日の大雨	県北部の三瀬地区岸高の記録によると、6月30日午前2時から雨が強くなり、午前6時と9時には1時間降水量が100ミリメートルを超え、3時間降水量も午前3時~6時に202ミリメートル、さらに午前6時~9時に156ミリメートルを記録した。総降雨量は北部山沿い地方を中心に500ミリメートル以上に達した。山、がけ崩れはこの地域を中心に926か所、家屋の流失埋没による全半壊は181戸にのぼり、死者についても15名という大きな被害が出た。
昭和 55 年 8 月 28 日~31 日の大雨	8月28日から30日にかけて九州北部から中部に前線が 停滞し、台風第12号の間接的な影響もあって大気の状態 が非常に不安定であった。 28日夜から前線の活動が活発になり、佐賀県では各所で 1時間に50ミリメートル前後の激しい雨・非常に激しい 雨が観測され、総降水量は、県下全域で400ミリメートル から500ミリメートル、所により568ミリメートルに達し た。 この雨で牛津川の堤防が決壊して、牛津町のほぼ全町が 浸水により孤立するという事態が生じた。その他にも、山 崩れ、ため池決壊、ボタ山崩壊など県内各所で大きな被害 が発生し、死者4名、住家の被害は、床上浸水3,006戸、 床下浸水16,965戸に及んだ。
平成2年6月	梅雨前線が6月28日に九州北部に南下し、7月3日まで九州付近に停滞した。
28日~7月3	県内では2日の午前3時頃から記録的な大雨になり、県下全域の中小河川の水位は徐々に上昇し、いたる所で越水し破堤した。
日の大雨	河川の越水等が重なった結果、牛津町(現在の小城市牛津町)では町全体の8割が浸水し、県全体でも越水と内水で県の平地部面積の半分が浸水した。その他にも、県南部及び中央部を中心として山地に起因する災害(林地の崩壊、土石流)が多発し、死者2名、住家の被害は、床上浸水4,635戸、床下浸水21,113戸に及んだ。

(2) 台風

本市は、台風が来襲する頻度が高く、台風の接近で、大雨や暴風などの顕著な気象現象が発生し、これまで度々大きな気象災害が発生している。

【佐賀県に被害をもたらした主な台風】

災害	概 要
昭和 20 年 9 月 17 日 (枕崎台風)	9月17日に枕崎市付近に上陸した台風第16号は、時速50から60キロメートルの速度で九州を横断し、広島付近を経て日本海に抜け、能登半島、東北地方を横断して太平洋に出た。 佐賀地方は、17日午前5時より次第に風速を増し、午後9時頃に最大風速が秒速18.8メートルを観測した。総降水量は、三瀬地方で16日から17日の降水量が680ミリメートルを超えるなど脊振山地を中心に大雨が降り、佐賀、神埼、三養基、小城地方では河川が氾濫して堤防が随所決壊した。 死者・行方不明者は101名、倒壊住家は304棟という甚大な災害となり、農水産物や玄海及び有明海方面では風害のため、水産、船舶にも甚大な被害が出た。
昭和 24 年 8 月 16 日 ~ 18 日 (ジュディス 台風)	九州南端に上陸して北西進し、対馬近海から東寄りに向きを変え進んだ。この台風は平戸島を過ぎる頃から速度が遅くなり、8月15日から18日の総降水量は古湯地域で760ミリメートルを超えた。 死者・行方不明者は佐賀郡(現在の佐賀市)、小城郡(現在の小城市)を中心に95名、住家被害は全壊234棟、流失128棟、半壊610棟という甚大な災害となった。
平成3年9月 13日~14日 (台風第 17 号)	沖ノ鳥島付近で台風となり、沖縄本島を通り、奄美大島の西海上を通って9月14日午前5時頃、長崎市付近に上陸した。 佐賀県では14日午前5時頃から風雨が強まり、佐賀市では同日6時9分に南東の風、秒速54.3メートルの最大瞬間風速(観測史上1位)を観測した。 この台風の影響により、佐賀市と七山村(現在の唐津市七山)で家屋の倒壊により各1名が死亡、住家被害は全壊9戸、半壊102戸、一部損壊110戸、その他にも土木被害・農林被害・商工被害等甚大な被害が発生した。
平成3年9月 27日(台風第 19号)	マーシャル諸島の西で台風となり、宮古島の東海上を通り、9月26日午後4時過ぎに佐世保市の南に上陸した。 佐賀県では27日正午頃から暴風雨域に入り、佐賀市では同日午後4時46分に南南東の風、秒速52.6メートルの最大瞬間風速(観測史上2位)を観測した。 台風第17号の約2週間後に上陸し、この台風の影響により、全壊23戸、半壊673戸、一部損壊34,208戸の住家被害が発生し、その他にも人的被害・土木被害・農林被害・商工被害等甚大な被害が発生した。

災 害 概 要

平成 18 年 9 月 16 日~18 日の 台風 (台風第 13 号)及び秋 雨前線豪雨 フィリピンの東海上で発生し、太平洋高気圧の南の縁に沿って発達しながら西に進み、その後東シナ海を北上した。

佐賀県では 17 日午後 2 時頃から午後 5 時頃にかけてほぼ全域が暴風域に入り、佐賀市では同日午後 6 時 50 分に南南東の風、秒速 50.3 メートルの最大瞬間風速(観測史上 3 位)を観測した。

記録的な暴風により県内各地で停電が発生し、17日午後8時には124,100世帯に達した。一部の地域では停電期間が3日間にわたり、各種情報収集の手段が断たれたことや高層アパートなどで断水が発生するなど、県民生活に大きな影響があった。

また、同時期、対馬付近に停滞していた秋雨前線に台風からの湿った暖かい空気が流れ込み前線の活動が活発となった。

このため、佐賀県北部では 16 日明け方から昼前にかけて局地的に 50 ミリメートルを超える非常に激しい雨となり、伊万里市では 1 時間に 99 ミリメートル、唐津市枝去木では 1 時間に 89 ミリメートルという猛烈な雨を観測し、それぞれ日最大 1 時間降水量の極値を更新した。また、伊万里市や唐津市では土砂崩れや地すべりなどの土砂災害が発生し、3 名が犠牲となった。

さらに、この災害の影響により、有明海沿岸地域一帯を 中心に広範囲にわたって水稲や大豆をはじめ農産物に甚 大な被害が発生し、水稲については過去最悪の作況指数と なった。

(3) 地すべり等

本市の57%が山林で占められており、地すべり警戒区域も数多く指定されているので、大きな被害をもたらすおそれもある。

【佐賀県に被害をもたらした地すべり等】

災 害 概 要 平成 18 年 9 月 ≪伊万里市南波多町府招の地すべり≫ 9月16日午前10時30分頃、伊万里市南波多町府招の 16 日~18 日の 台風(台風第 国道 202 号脇の山で、幅約 100 メートル、奥行き約 170 メ 13 号) 及び秋 ートルにわたる地すべりが発生した。崩落した土砂により 道路の一部が埋没し、家屋2戸が全壊、1戸が半壊するな 雨前線豪雨に 伴う土砂災害 どの被害が生じた。 ≪唐津市相知町田頭の土砂崩れ≫ 9月16日午前10時45分頃、山に沿って並んだ集落の 背後の斜面が幅約300メートル、高さ約50メートルにわ たって崩れ、民家1棟が全壊、4棟が半壊、3人が軽傷を 負った。また、住宅を結ぶ坂道が土砂で埋没し、住宅数戸 が孤立状態になった。

災害	概 要
平成 22 年 7 月 14 日発生の吉 野ヶ里町永山 地区土石流災 害	での連続雨量 475 ミリメートル、13 日正午から 14 日正午

(4) 竜巻

竜巻は、積乱雲に伴って発生する強い上昇気流を持った激しい渦巻きであり、台風や寒冷前線、低気圧など積乱雲が発生しやすい気象条件に伴って発生しやすく、本県においても、負傷者や家屋損壊などの被害が、度々発生している。

【佐賀県で発生した主な竜巻災害】

災害	概 要
平成 16 年 6 月 27 日の竜巻災 害	6月27日朝は、佐賀市と鳥栖市において発達した積乱 雲の下で竜巻が発生した。(竜巻の強さ 佐賀市: F2、鳥 栖市: F1) 被害の範囲は、佐賀市で約8キロメートル、鳥栖市で約 1.3キロメートルに及び、突風によって、軽症者15名、全 壊家屋15棟、半壊家屋25棟、一部損壊家屋377棟という 被害が出たほか、ビニールハウスの倒壊や店舗の損壊など 農業等の産業にも大きな被害が発生した。
平成 28 年 9 月 28 日の竜巻災 害	平成28年9月28日10時頃、佐賀県佐賀市から神埼市にかけて竜巻が発生し、住家の屋根瓦や樹木などに被害があった。この竜巻の強さは、風速約45m/sと推定され、日本版改良藤田スケールでJEF1に該当する。

(5) 地震

本市の活断層の活動に伴う、規模の大きな地震は知られていない。

これまでに知られている県内の地震被害については、周辺地域の浅いところで発生した地震によるものが多い。

【佐賀県における過去の主要被害地震】

発生年月日	震央地 名	規模 (M)	概要
679 年 (天武 7 年)	筑紫国	$6.5 \\ \sim 7. \\ 5$	家屋倒壊多く幅 6 メートル、長さ 10 キロメートルの地割れを生ず。

発生年月日	震央地 名	規模 (M)	概 要
1700 年 4 月 15 日 (元禄 13 年 2 月 26 日)	壱岐 ・対馬	7. 0	佐賀・平戸(瓦落つ)有感。
1703 年 6 月 22 日 (元禄 16 年 5 月 9 日)	小城	不明	古湯温泉の城山崩れ、温泉埋まる。
1769年8月29日 (明和6年7月28日)	日向 豊後	7. 7	佐嘉表も大地震、町家の外瓦等崩落、 川原小路屋敷大破。
1792年5月21日 (寛政4年4月1日)	雲仙岳	6.4	佐賀領、鹿島領、蓮池領で死者 18 名、 流家 59 棟(眉山崩壊による津波被害)。
1831 年 11 月 14 日 (天保 2 年 10 月 11 日)	肥前	6. 1	肥前国地大いに震い、佐賀城石垣崩れ、 領内潰家多し。
1889年7月28日 (明治22年)	熊本	6.3	神埼郡斉郷村の水田、四・五町破裂して、黒き小砂噴き出す。佐賀郡、藤津郡、杵島郡で家屋の倒壊あり。
1898 年 8 月 10~12 日 (明治 31 年)	福岡県 西部	6.0	糸島地震。唐津でラムネ瓶倒れる。壁 面に亀裂。
1929 年 8 月 8 日 (昭和 4 年)	福岡県 雷山付 近		佐賀、神埼両郡の所々で壁に亀裂、崖 崩れ、三瀬村(現在の佐賀市三瀬村) で器物の転倒
1931 年 11 月 2 日 (昭和 6 年)	日向灘	7. 1	佐賀市で電灯線切断の小被害。
1946年12月21日(昭和21年)	南海道沖	8. 0	佐賀、神埼、杵島各郡で家屋の倒壊あり 佐賀地方も瓦が落ち、煙突が倒れたと ころもある。
1966年11月12日(昭和41年)	有明海	5. 5	佐賀市内で棚の上のコップや花瓶落 下、陶器店の大皿割れる、神埼、唐津 でガラス破損。
1968 年 4 月 1 日 (昭和 43 年)	日向灘	7. 5	佐賀市及び佐賀、神埼両郡で高圧配電 線2か所切断、家庭用配線9か所切断。
1987年3月18日 (昭和62年)	日向灘	6.6	大きな被害なし
2001年3月24日 (平成13年)	安芸灘	6. 7	大きな被害なし
2005 年 3 月 20 日 (平成 17 年)	福岡県 北西沖	7. 0	みやき町で震度 6 弱を観測。 人的被害 重傷 1 名

発生年月日	震央地 名	規模 (M)	概 要
			軽傷 14 名 家屋被害 半壊 1 件 一部損壊 136 件
2016 年 4 月 14 日 (平成 28 年)	熊本地 方	6.5	佐賀県南部・北部で震度4を観測
2016年4月16日(平成28年)	熊本地方	7.3	佐賀市、神埼市、上峰町で震度 5 強を 観測 4月14日からの一連の地震による被 害は、重症者4名、軽傷者9名

(7) 津波

本市は、有明海に面してはいないが、津波が発生すれば、塩田川が低平地をさかのぼる影響で浸水する地区が約60~クタール程の地域が被害を受けるおそれがある。

本県において発生した津波災害は、寛政4(1792)年5月21日、島原の眉山崩壊に伴うものが記録されている程度であり少ない。記録によると、この 津波により、死傷者や住家被害が発生したと記されている。

3 計画において想定するリスク

本市の特性や過去の災害被害を踏まえ、いずれの災害についても、今後も本 市に甚大な被害をもたらす可能性があると考えられることから、本計画の対象 としては、大規模自然災害全般をリスクとして想定する。

また、これらの災害は、単独で発生するだけでなく、同時あるいは連続し、 複合災害として発生し、より甚大な被害をもたらす可能性があることを想定し ておく。

なお、本計画及び本市の国土強靭化に関する施策における自然災害の規模等 については、概ね以下のとおりの前提とする。

(1) 豪雨·大雨(洪水)

- ア)昭和28年の西日本全域にわたる記録的な豪雨災害は、今後も発生する。
- イ) 昭和 37 年、38 年の連年にわたる集中豪雨による局地的な激甚災害は、 今後も頻発する。

(2) 台風

台風常襲地帯としての立地的な条件から、暴風雨による影響を毎年受ける。

(3) 地すべり等

大惨状をきわめる地すべり、山崩れ等の災害は、同時多発的に発生する。

(4) 竜巻

これまでに国内で発生した最大規模の強さの竜巻は、本市でも発生する。

(5) 地震

本市は、海洋性の巨大地震の震源となるプレート境界面からは距離がある ため、これにより直接的に大規模な地震被害が生じる可能性は、比較的高く ない。

一方で、西葉断層をはじめ、県内や周辺地域に存在する活断層(帯)を震源とする地震により、市内でも震度6強以上の強い揺れを伴う地震が起きる可能性がある。

(6) 津波

長崎県南部等の周辺地域を震源とする地震や、海溝を震源とする巨大地震により、波高は比較的高くないものの、本市にも津波が到達する可能性がある。

また、津波の原因となる地震に伴い、万が一河川の堤防に液状化による沈下が発生すれば、長期にわたる浸水被害が起きる可能性がある。

Ⅲ 脆弱性評価

1 脆弱性評価について

基本法は、国土強靱化に関する施策を策定及び実施するに当たって従うべき 方針の一つとして「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価(脆弱性評価)を 行うこと」を規定している(第9条第5号)。

また、基本法は、国の基本計画の策定に当たっては、「脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成」することを求めている(第17条第1号)。≪参考≫基本法より

(施策の策定及び実施の方針)

第9条 国土強靱化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及 び実施されるものとする。

〔第1号~第4号省略〕

5 国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自 然災害等に対する脆弱性の評価(以下「脆弱性評価」という。)を行うこと。 [第6号~第7号省略]

(国土強靱化基本計画の案の作成)

- 第17条 本部は、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成しなければならない。
- 2 本部は、前項の指針を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 3 脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知 見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとする。
- 4 脆弱性評価は、国土強靱化基本計画の案に定めようとする国土強靱化に 関する施策の分野ごとに行うものとする。
- 5 脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても行うものとする。

[第6項~第8項省略]

このため、本計画の策定に当たっては、次の手順に沿って脆弱性評価を実施する。

ア)「事前に備えるべき目標」を設定し、その目標ごとに「起きてはならない 最悪の事態」(リスクシナリオ)を設定し、これに対する施策について横断 的に評価する。(基本法第 17 条第 3 号)

- イ) 国土強靱化に関する「施策分野」ごとに評価を行う。(基本法第 17 条第 4 号)
- ウ)投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても評価 を行う。(基本法第 17 条第 5 号)
- エ)「起きてはならない最悪の事態」を回避(リスクの一部低減を含む)する ために、現在、市が行っている施策を抽出し、抽出した施策をまとめたも のをプログラムとする。
- オ)「起きてはならない最悪の事態」を回避するための各プログラムを構成す る施策ごとに、現行の取組で十分かどうかの分析・評価を行い、施策分野 ごとに整理する。

2 事前に備えるべき目標

国の基本計画との調和を図りつつ、5つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

- ⇒「事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態一覧」(次頁)を参照
- 3 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

国の基本計画との調和を図りつつ、本市の地域特性や想定したリスク等を踏まえ、「事前に備えるべき目標」の達成を阻害する 22 項目の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を設定する。

⇒「事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態一覧」(次頁)を参照

事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態一覧

基本目標	事前に備えるべき目 標	リスクシナリオ
	1 大規模自然災害 が発生したとき でも人命の保護 が最大限図られ	1-1 大地震に伴う建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生 1-2 洪水や高潮、津波に伴う広域かつ大規模な浸水による多数の死傷者の発生 1-3 豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
	<u>る</u>	1-4 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生 1-5 避難生活の疲労や衛生・環境の悪化に伴う疫病・感染症等よる多数の災害関連死の発生 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる
I 人 命 の が 限 れ る こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ	2 大規模自然災害 発生直後から救 助・救急、医療活 動等が迅速に行 われる	物資供給の長期停止 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
II 市社重機致なをず 及会要能命障受維 びのなが的害け持	3 大規模自然災害 発生直後から必 要不可欠な行政 機能及び情報通 信・放送機能は確 保する	2-4 医療・福祉施設及び関係者の被災等による 医療・福祉活動の絶対的不足 3-1 行政機関の職員・施設等の被災に伴う行政 機能の大幅な低下や治安の悪化、重大事故が 多発する事態 3-2 情報通信の麻痺・長期停止、テレビ・ラジ オ放送等の中断
すさこ 市財び施係害小 迅復興料れと 民産公設るの化 速旧でる の及共に被最 な復	本 4 大規模で生サをせい 大規模でとせいる が、活って、 が、活って、 が、できずいで、 大きで、 大力で、 大力で 大力で、 大力で、 大力で	4-1 サプライチェーンの寸断、重要な産業施設の損壊や陸海空の交通ネットワーク、金融サービス等の機能停止による企業等の経済活動や競争力に甚大な影響が生じる事態 4-2 長期にわたる電力やガス等のエネルギー供給の停止 4-3 長期にわたる上水道や農業・工業用水等の供給停止や汚水処理施設の機能停止 4-4 交通機関の被災や交通施設の損壊等による基幹交通及び地域交通ネットワークの分断 4-5 市街地での大規模火災の発生 4-6 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生 4-7 農地・森林等の荒廃や風評による被害の拡
	5 大規模自然災害 発生後であって も、地域社会・経済が迅速に 済が迅速に 建・回復できる条 件を整備する	大 5-1 災害廃棄物の処理や土地の境界確認作業の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 5-2 人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 5-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 5-4 広大な低平地において、大規模かつ長期に

基本目標	事前に備えるべき目標	リスクシナリオ
		わたる浸水被害が発生し、後年度にわたり土 地の脆弱性が高まるとともに、復旧・復興が 大幅に遅れる事態

4 施策分野

国の基本計画との調和を図りつつ、市の行政組織との整合性も勘案し、次の 5つの国土強靭化に関する施策分野を設定する。

1.	行政機能・情報手段	(総務・防災課/財政課/広報・広聴課/税務
		課/会計課/議会事務局/監査委員事務局)
2.	生活・環境・文教	(市民課/文化・スポーツ振興課/教育総務課
		/学校教育課)
3.	保健医療・福祉	(健康づくり課/子育て未来課/福祉課)
4.	経済・産業	(企画政策課/農業政策課/農業委員会事務
		局/新幹線・まちづくり課/観光商工課)
5.	土地整備・交通	(建設・農林整備課/環境下水道課)

5 評価結果

脆弱性評価の結果は、【別紙1】及び【別紙2】のとおり。

【参考】脆弱性評価から推進方針の整理

前提事項の設定

- 事前に備えるべき 目標
- 起きてはならない 最悪の事態(リス クシナリオ)
- 施策分野

「起きてはならない最悪の事態」を回避(リスクの一部低減を含む)するために行っている現状の施策等を分析・評価

脆弱性の評価結果に基づき、各々の事態及び施策分野において、今後必要となる施策を検討して整理

IV 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を回避し、4つの基本目標を達成するため、今後必要となる施策を検討し、推進方針(施策の策定に係る基本的な指針)として、次のとおり整理する(併せて、リスクシナリオごとの推進方針についても【別紙3】のとおり整理する)。また、国土強靭化に関する施策を推進する重要業績指標(KPI)を、【別紙4】のとおり設定する。

なお、本計画で設定した 22 項目の「起きてはならない最悪の事態」は、どの 事態が発生しても本市に対して多大な被害・損害を与えるものであること、ま た各最悪の事態を回避するためのプログラムを構成する個別の施策は、他のプ ログラムにも共通している場合が多いことなどから、本計画ではプログラム単 位での施策の重点化や優先順位付けは行わず、各推進方針において必要に応じ た重点化や優先順位付けの方針を示す。

1 行政機能・情報手段

○市民一人ひとりが、日ごろから情報収集に努め、地域で共有することで、防 災意識を高め、自助、共助を発揮できるように努めます。

(総務・防災課)

○各種団体などと連携して、より多くの市民の出前講座の利用を進めます。

(総務・防災課)

○日頃から地震に備える意識を高め、また地震発生時の適正な避難行動による 安全確保と被害軽減のため、建物耐震、家具の固定対策などを促します。

(総務・防災課)

○地域の共助体制を事前に整えることが重要です。市民はお互いが防災意識や 連帯意識を高めながら、地域コミュニティの活性化に努め、市は活動への支 援をします。

(総務・防災課)

○地区の防災計画の策定を進めるなど、活動内容の充実により地域防災力の向

上へつなげます。

(総務・防災課)

○消防団員の増員や活動技術力の向上、消防防災施設・資機材の整備など多面 的からの強化対策を実施し、地域密着性を活かした防災力強化に努めます。

(総務・防災課)

○避難所担当の職員と学校管理者との事前の連携強化をすすめ、避難所のスム ーズな開設・運営により迅速な救助に努めます。

(総務・防災課)

○情報発信の方法として、広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ等の媒体の 活用を促進するとともに、近年スマートフォン・タブレット端末の利用者が 増加していることも踏まえ、市公式 LINE の登録者数の増加に努めます。

(広報・広聴課)

○ハザードマップなどの配布や出前講座の開催により、浸水域など水害についての情報を周知し、認識を高め適切な避難を促します。また、職員に対しては適切な訓練等を行い、平常時から災害に対する意識の高揚を図ります。

(総務・防災課)

○避難行動を促し、災害状況等を正確に伝達するために、電力供給や通信機能の停止などを想定して、災害情報共有システム(Lアラート)・緊急速報メール・防災行政無線・広報車・ホームページ・SNS(フェイスブック等)・ケーブルテレビなど複数の手段による伝達方法の整備に努めます。

(総務・防災課、広報・広聴課)

○「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を改正し、避難指示等の発令体制を 強化します。

(総務・防災課)

○関係機関からの情報入手方法についても、ホットラインの活用などにより複数確立していくとともに、洪水情報のプッシュ型配信に努めます。

(総務・防災課)

○浸水域にある要配慮者利用施設の避難を確実に行うために、管理者の認識を 高め、避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促します。

(総務・防災課)

○近隣自治体及び県外自治体との連携強化による災害応能力を強化します。

(総務・防災課)

○治安の悪化を防ぐため、警察など関係機関との連携を進めます。

(総務・防災課)

○業務継続計画による電源失時の体制づくりに努めます。

(各課)

○通信インフラの麻痺を回避するために事業者の対策強化を要望します。

(総務・防災課)

○災害時に管理の不適切な空家が倒壊することによる、交通網の寸断などが想 定されます。空家の老朽化を未然に防ぐための適切な管理を促します。

(総務・防災課)

○地盤情報などを知り、事前に対策を講ずることが重要となるため、各種情報 を市民に周知します。

(総務・防災課、広報・広聴課)

○情報伝達手段がスムーズに運用できるよう、日頃のメンテナンス管理や訓練 等を実施します。

(総務・防災課、広報・広聴課)

○避難行動要支援者については、個別支援計画を作成し、情報伝達や避難誘導 等を行う地域の支援と合わせて体制強化に努めます。

(総務・防災課)

○国、県、消防など関係機関との情報伝達の体制強化を進めます。また、近隣 自治体や災害協定締結先との連携を強化します。

(総務・防災課)

○迅速かつ適切な避難所の開設・運営のために、担当職員の割り振りを適切に 行うとともに、「避難所開設・運営マニュアル」により、訓練等を継続して実 施します。また、避難所開設が長期化した場合の運営について、地区住民の 力を含めた体制の検討を進めます。

(総務・防災課)

○避難者の情報伝達手段の一つとして、整備済みの特設公衆電話について通信 機能テストを行います。

(総務・防災課)

○災害ボランティアの受け入れを円滑に行うため、社会福祉協議会と連携し、 災害ボランティア本部等との連携体制の強化を図ります。

(総務・防災課)

○被災者生活再建支援制度の迅速な対応を図るとともに、様々な生活再建に関する情報提供や相談体制の整備に努めます。

(税務課)

○冠水により閉塞する幹線道路や避難所周辺の道路について、事前の周知や現場の誘導などの検討を進めます。

(総務・防災課)

○大規模災害時には、多くの避難者が避難所にあふれ、物資の流通も停滞する ことが想定されるため、災害協定などの流通備蓄を含めて備蓄を計画的に進 めるとともに、最低3日、推奨7日分の備蓄や非常持ち出し品を家庭や事業 所、地域などに備えておくことを促します。

(総務・防災課)

○備蓄の現状把握を行い、計画的に物資の備蓄を進めます。

(総務·防災課)

○物資供給を迅速かつ円滑に行うため、他自治体、民間企業、民間団体等との 相互応援、広域応援について協定締結を行います。

(総務・防災課)

○災害時に安定した生活用水の確保や応急能力を確保するため、協定締結により応急給水体制の強化を図ります。

(総務・防災課)

○電気供給の長期間停止時にも情報伝達手段の確保ができる体制づくりに努めます。

(総務・防災課、広報・広聴課)

○災害協定により避難所等へのガスの供給を円滑に実施できる体制づくりに努めます。

(総務・防災課)

○災害発生後、適正な物資輸送のために、緊急輸送車両の良好な整備を常に行 い、管理体制の徹底に努めます。

(財政課)

○他機関から飛来する応援へリコプターの効率的な運用のため、防災体制の整備に取り組みます。

(総務・防災課)

○「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を 図ります。

(総務・防災課)

○地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保に取り組むと ともに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を支援します。

(総務・防災課)

○災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、 市民の防災意識や災害対応力の向上に取り組みます。

(総務・防災課)

○災害が発生し通信機器の主要回線が途絶した場合でも迂回して通信を行うループ化など迅速かつ的確な情報の伝達・収集の確保に努めます。

(総務・防災課、広報・広聴課)

○業務継続計画の検証と見直しを実施し、災害対応に関わるマニュアル等の作成を進め、業務継続に必要な体制整備の強化に努めます。

(総務・防災課)

○定期的に各種実践的な 訓練を行うことにより、災害対応能力の向上に努めます。

(各課)

○現場において消防団は常備消防の後方支援を担っており、常備消防と不可分の関係にあります。現場対応能力を最大限発揮できるよう連携強化に努めます。また、消防防災施設等の充実に努めます。

(総務・防災課)

○大規模な災害が発生した場合は、近隣自治体も同時被災が考えられるため、 広域的な相互応援体制を確立します。

(総務・防災課)

○公共施設の躯体の安全性を確保するとともに、天井の脱落防止対策など付帯 する建築物、設備についても必要な機能を確保するための対策に努めます。

(財政課)

○公共施設利用者のうち災害弱者へ優先避難を呼びかけるなど、相互助け合い による安全避難を図るための避難誘導計画の整備に努めます。

(財政課)

○防災訓練等の実施により、職員が各課横断の初期対応の重要性を認識し、防 災意識をさらに高め、それにより市民・職員の安全確保を図ります。

(各課)

○行政機能を維持するため、情報通信設備の免震化に努めます。

(広報・広聴課)

○情報システムの重要データ保護のため、バックアップデータを作成し、データの二重化として遠隔地にデータを保管します。

(広報・広聴課)

○多くの企業、業種を誘致することでのサプライチェーンの寸断対策を推進し ます。

(広報・広聴課)

○風評被害を防ぐために、国や県との連携により情報発信を行います。

(広報・広聴課)

○流通の長期間停止が、被災者の生活及び経済活動に大きな打撃を生ずることは 近年の災害から明らかです。企業へ対策強化を要請していくとともに、災害協定などにより体制を強化します。

(総務・防災課)

○家庭で懐中電灯やカセットコンロなど備蓄を進めるよう周知します。

(総務・防災課)

○被災者への炊き出しを継続していけるよう、燃料確保の手段を検討します。

(総務・防災課)

○救急活動や各種輸送の際に必要な燃料確保も事業者の協力が不可欠です。災 害協定などにより安定供給の確保に努めます。

(総務・防災課、財政課)

○住宅等への太陽光発電等の再生可能エネルギー普及を図ります。

(総務・防災課)

○避難の際にブレーカーを切断することや身の回りに消火器を設置しておくな ど、災害を想定した事前の情報収集や備えを促します。

(総務・防災課)

○公共施設の防火・防炎設備の体制整備を継続します。また、実践的な避難訓練を行うことで、職員の防災意識の向上に努めます。

(財政課)

○広域の自治体間や民間団体との応援協定等により、必要な人材等を速やかに 確保し、復旧・復興を円滑に進める体制の維持・整備に努めます。

(各課)

○治安の悪化を防ぐため、防犯灯及び防犯カメラの整備を進めます。また、警察など関係機関との連携を進めます。

(総務・防災課)

○災害時に治安を維持していくため、平時から、市民総ぐるみによる自主的な 防犯活動の拡大や犯罪の防止に配慮した生活環境の整備など、犯罪の防止に 取り組みます。

(総務・防災課)

2 生活・環境・文教

○学校施設等の長期保全計画(長寿命化計画)を策定し、計画的な改修(改築、保全工事)を行うなど、安全・安心な学校施設等の整備に取り組みます。

(教育総務課)

○文化財の保護及び文化財の所有者・管理者の防災意識を高めるよう啓発に努めます。

(教育総務課)

○各学校における防災教育を引き続き実施します。 また、各学校において避難

確保計画の策定や避難訓練などを実施していますが、浸水域や土砂災害警戒 区域の変更など状況の変化に合わせた見直しに努めます。

(学校教育課)

○保護者に対し、メール配信システムなどを活用し、情報伝達を実施します。

(学校教育課)

○避難所担当の職員と学校管理者との事前の連携強化をすすめ、避難所のスム ーズな開設・運営により迅速な救助に努めます。

(学校教育課)

○業務継続計画による電源喪失時の体制づくりに努めます。

(各課)

○定期的に各種実践的な 訓練を行うことにより、災害対応能力の向上に努めます。

(各課)

○住民基本台帳のデータについて、データバックアップと合わせて国の副本データ管理システムからのデータ復元が可能な二重化を行います。また、住居表示台帳データのバックアップデータも作成します。

(市民課)

○防災訓練等の実施により、職員が各課横断の初期対応の重要性を認識し、防 災意識をさらに高め、それにより市民・職員の安全確保を図ります。

(各課)

○公共施設の躯体の安全性を確保するとともに、天井の脱落防止対策など付帯 する建築物、設備についても必要な機能を確保するための対策に努めます。

(文化・スポーツ振興課、教育総務課)

○公共施設利用者のうち災害弱者へ優先避難を呼びかけるなど、相互助け合い による安全避難を図るための避難誘導計画の整備に努めます。

(文化・スポーツ振興課、教育総務課)

○公共施設の防火・防炎設備の体制整備を継続します。また、実践的な避難訓練を行うことで、職員の防災意識の向上に努めます。

(文化・スポーツ振興課)

○被災者生活再建支援制度の迅速な対応を図るとともに、様々な生活再建に関する情報提供や相談体制の整備に努めます。

(市民課)

○広域の自治体間や民間団体との応援協定等により、必要な人材等を速やかに 確保し、復旧・復興を円滑に進める体制の維持・整備に努めます。

(各課)

○塩田津を中心に景観の保全、火災の延焼防止、救助・消火等の災害応急活動 の円滑な実施を図るため、消火栓の設置や道路改修工事を行います。

(教育総務課)

- 3 保健医療・福祉
 - ○要支援者の対象者には、避難行動要支援者名簿への登録を促し、登録名簿 は関係機関等へ情報提供を行い支援につなげます。また、「避難行動要支援 者個別支援計画」の作成を進めます。

(福祉課)

○浸水域にある要配慮者利用施設の避難を確実に行うために、管理者の認識 を高め、避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促します。

(福祉課)

○業務継続計画による電源喪失時の体制づくりに努めます。

(各課)

○民間の保育施設に対して、国・県の補助を活用し、施設改築などへの支援 を進めます。

(子育て未来課)

○民間の介護施設等に対して、施設の安全性を講じる必要があるため、耐震 化など関係する情報の提供に努めます。

(福祉課)

○緊急医療体制の強化のために保健所など関係機関との連絡体制の整備を進 めます。

(健康づくり課)

○障がい児・者など災害弱者への伝達は、県との連携により手話通訳者の派遣や手話奉仕員の養成など、状況による対応を検討します。

(子育て未来課、福祉課)

○避難行動要支援者については個別支援計画を作成し、情報伝達や避難誘導 等を行う地域の支援と合わせて体制強化に努めます。

(福祉課)

○要配慮者向けの事業所等への、災害情報の伝達や事業継続のための連絡体 制などについても検討します。

(福祉課)

○被災者生活再建支援制度の迅速な対応を図るとともに、様々な生活再建に 関する情報提供や相談体制の整備に努めます。

(各課)

○関係機関との連携を図りながら、感染症の発生予防に努めるとともに、適 正かつ安全な予防接種実施の体制を整え、定期接種の勧奨に努めます。

(各課)

○災害弱者に対し、様々なニーズに応じた支援体制の強化を図り、併せて入 院・入所等が必要となった場合に備え、関係医療機関、社会福祉施設等と の日ごろからの連携体制を強化します。

(福祉課)

○平常時から予防接種や健康診査、特定健診、がん検診の重要性を周知し、 健康管理の徹底を推進します。また、災害弱者に対しても平常時からの健 康管理、サポート体制を強化し、災害発生後も継続してサービスが受けら れる体制づくりに努めます。

(健康づくり課)

○災害発生時に様々な福祉ニーズに対応し、安定した医療・介護サービスが 受けられるよう、在宅医療、介護における連携体制の整備に努めます。

(福祉課)

○定期的に各種実践的な訓練を行うことにより、災害対応能力の向上に努めます。

(各課)

○防災訓練等の実施により、職員が各課横断の初期対応の重要性を認識し、 防災意識をさらに高め、それにより市民・職員の安全確保を図ります。

(各課)

○総合福祉施設や保育所などは高齢者や乳幼児の利用が多いため、適切な避 難誘導について検討します。

(子育て未来課、福祉課)

○広域の自治体間や民間団体との応援協定等により、必要な人材等を速やか に確保し、復旧・復興を円滑に進める体制の維持・整備に努めます。

(各課)

4 経済・産業

○地域の共助体制を事前に整えることが重要です。市民はお互いが防災意識や連帯意識を高めながら、地域コミュニティの活性化に努め、市は活動への支援をします。

(企画政策課)

○地区の防災計画の策定を進めるなど、活動内容の充実により地域防災力の

向上へつなげます。

(企画政策課)

○一刻も早い公共交通ネットワークの復旧に向け迅速かつ効率的に鉄道・そ の他交通事業者との連携を図ります。

(新幹線・まちづくり課)

○外国人の安全確保のため、多言語による防災情報の提供、国際交流協会等 との連携による通訳・翻訳ボランティアなどの確保を図ります。

(観光商工課)

○業務継続計画による電源喪失時の体制づくりに努めます。

(企画政策課)

○混乱や二次災害等を避けるため、状況に応じて旅館組合や観光協会等と連携し、待機場所の確保に努め、帰宅困難者対策を進めます。

(観光商工課)

○公共交通事業者へは、交通機関の混乱を最小限にとどめる対策など調整を 進めます。

(観光商工課)

○定期的に各種実践的な訓練を行うことにより、災害対応能力の向上に努めます。

(各課)

○防災訓練等の実施により、職員が各課横断の初期対応の重要性を認識し、 防災意識をさらに高め、それにより市民・職員の安全確保を図ります。

(各課)

○風評被害を防ぐために、国や県との連携により情報発信を行います。

(農業政策課、農業委員会事務局)

○素早い復旧による事業の再開のために、国、県等の計画に沿った対応を推

進します。

(新幹線・まちづくり課、観光商工課)

○商工団体等の関係機関との連携により、多くの企業、業種を誘致すること でのサプライチェーンの寸断対策を推進します。

(観光商工課)

○エネルギー供給が停滞しても、事業者が最小限必要な企業活動を継続できるよう国、県等の計画に沿った対応を推進します。

(観光商工課)

○広域の自治体間や民間団体との応援協定等により、必要な人材等を速やか に確保し、復旧・復興を円滑に進める体制の維持・整備に努めます。

(各課)

- 5 土地整備·交通
 - ○日頃から地震に備える意識を高め、また地震発生時の適正な避難行動による安全確保と被害軽減のため、建物耐震化を促します。

(建設・農林整備課)

○排水機場にある排水ポンプ等の設備について、個別施設計画により長寿命 化と合わせて浸水対策に努めます。

(建設・農林整備課)

○通学路における歩道整備のうち、通学路合同点検における要対策箇所の整備を重点的に取り組みます。

(建設・農林整備課)

○浸水域に施設があるため、個別施設計画などにより長寿命化と合わせて浸水対策を検討します。

(環境下水道課)

○河川氾濫の浸水による汚水処理施設の機能停止が考えられるため、関係機

関との連携を強化し業務継続計画の適正な運用に努めます。

(環境下水道課)

○施設へのエネルギー供給停止に備え、電源確保のために、災害協定の締結 などにより電源供給対策に努めます。

(環境下水道課)

○地震発生時に住宅、建物等の倒壊を防ぐために、耐震診断・耐震改修の必要性などに関する啓発及び情報提供を継続して行います。

(建設・農林整備課)

○業務継続計画による電源喪失時の体制づくりに努めます。

(環境下水道課)

○浄化槽、便槽、管路の被災による感染症の蔓延を抑えるために早期の防疫 作業実施の業務継続計画やマニュアルの整備と適正な運用を推進します。

(環境下水道課)

○くみ取り式トイレから公共下水道、農業集落排水や合併処理浄化槽への転換を推奨し生活排水対策を推進します。

(環境下水道課)

○大量に排出される廃棄物の処理を迅速に行える体制を整えます。

(環境下水道課)

○災害における一般廃棄物収集運搬、最終処分等につき、協定締結団体の協力のもと円滑な廃棄物処理体制を構築します。

(環境下水道課)

○市が管理する重要インフラについて、危険性の高い道路から優先的に防災 対策を行います。

(建設・農林整備課)

○冠水により閉塞する幹線道路や避難所周辺の道路について、事前の周知や

現場の誘導などの検討を進めます。

(建設・農林整備課)

○「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、県と協力しながら総合的に 判断し、土砂災害防止施設の整備を進めていくとともに、整備した施設の 適正な維持管理を行います。

(建設・農林整備課)

○防災・減災・国土強靭化のために危険性の高い道路から優先的に防災対策 を行います。

(建設・農林整備課)

○市が管理する橋梁については、計画的に橋梁修繕を行い、予防保全的な橋 梁の維持管理に努めます。

(建設・農林整備課)

○市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、 継続的な老朽化対策に取り組みます。

(建設・農林整備課)

○インターチェンジへのアクセス道路の整備については、事業効果や緊急性 を考慮して整備を進めます。

(建設・農林整備課)

○定期的に各種実践的な訓練を行うことにより、災害対応能力の向上に努めます。

(環境下水道課)

○防災訓練等の実施により、職員が各課横断の初期対応の重要性を認識し、 防災意識をさらに高め、それにより市民・職員の安全確保を図ります。

(各課)

○老朽化した施設設備について、「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、 施設の適正な維持管理に努めます。

(環境下水道課)

○ため池を所有・管理する受益者や県及び関係機関などと協力して、危険な ため池の整備を進めて行きます。

(建設・農林整備課)

○豊かな森・川・海の自然を守り未来に継承するため、森・川・海のつなが りを再認識し、環境保全意識を醸成する取組を推進します。

(建設・農林整備課)

○森・川・海に関する環境保全活動のすそ野を拡大し、特に源流たる山を大切にする行動に結び付けるなどの持続的な活動を推進します。

(建設・農林整備課)

○肥沃な大地と豊かな海を育み、暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多面的機能を将来にわたって発揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活動への市民理解を促し、市民協働による災害に強い多様な森林(もり)づくりを推進します。

(建設・農林整備課)

○災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行う処理体制の強化を図ります。

(環境下水道課)

○広域の自治体間や民間団体との応援協定等により、必要な人材等を速やか に確保し、復旧・復興を円滑に進める体制の維持・整備に努めます。

(環境下水道課)

Ⅴ 計画の推進と不断の見直し

- 各施策分野間には、相互に密接な関連を有している施策も多くあるため、 施策の推進に当たっては適切な役割分担や調整を図り、施策の実効性・効 率性を高めるよう十分に配慮する。
- 〇 本計画の計画期間は4年間であるが、計画期間中であっても、「嬉野市総合計画 2018」のマネジメント・サイクルの実施と合わせ、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえた不断の見直しを行う。
- 本計画は、佐賀県の国土強靭化地域計画と調和するものであるため、県 の計画が見直された場合においては、本計画も見直しを行う。

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 大地震に伴う建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生

- ○市民の防災意識を高め確実かつ円滑な避難を行うために、事前の備えについて情報を周知する必要があります。
- ○大規模災害に備え食料等の確保が必要です。
- ○地震に関する情報を広く周知する必要があります。
- ○家具の固定やガラスの飛散防止など現段階での各家庭の対策が必要です。
- ○共助の観点から、地域単位での防災訓練などの活動への支援が必要です。
- ○地域の防災活動の拠点となる自主防災組織の活性化が必要です。
- ○地域の力である消防団は、地域の安全確保のために大きな役割を担っており、人 材の確保や常備消防との連携強化が必要です。また、消防防災施設等の充実が必 要です。
- ○学校は避難所として指定してあり、開設・運営時に管理者と連携が必要になります。
- ○学校施設等の計画的な改修を行うなど、安全・安心な学校施設等の整備に取り組む必要があります。
- ○文化財の保護及び文化財の所有者・管理者の防災意識を高める必要があります。
- ○学校での防災教育が必要です。また、浸水域の見直しによる避難確保計画や訓練 内容の見直し、強化が必要です。
- ○保護者への情報伝達手段として登録メールを有効に活用することが必要です。
- ○一人での避難が難しい要支援者には避難行動要支援者名簿の登録を進め、「避難行動要支援者個別支援計画」を作成する必要があります。また、要支援者の避難には社会全体の共助体制の整備が必要です。
- ○公共交通における被災時の移動困難者への対応として早急な交通手段の確保が必要です。
- ○ハザードマップやタイムラインなど防災情報の多言語化が必要です。また、聴覚障がい、知的など障がい等を持つ弱者への対策が必要です。
- ○市内の住宅・建築物等の耐震化率は、住宅は 60.7%、多数の者が利用する建築物は 68.6%と推計されています。市民及び建物利用者の生活と安全の確保のために耐震化、耐震診断の必要性を周知していく必要があります。

1-2 洪水や高潮、津波に伴う広域かつ大規模な浸水による多数の死傷者の発生

- ○洪水浸水想定区域(以下「浸水域」という。)など河川氾濫についての情報を洪水 ハザードマップやタイムラインなどにより、多くの市民に事前に周知することが 適切な避難行動のために重要です。
- ○市民の防災意識を高め確実かつ円滑な避難を行うために、事前の備えについて情報を周知する必要があります。
- ○大規模災害に備え食料等の確保が必要です。
- ○共助の観点から、地域単位での防災訓練などの活動への支援が必要です。
- ○地域の防災活動の拠点となる自主防災組織の活性化が必要です。
- ○学校は避難所として指定してあり、開設・運営時に管理者と連携が必要になります。
- ○情報を市民に正確かつ迅速に伝達するためには、伝達方法の特性を生かした、複数の媒体による伝達方法が必要です。

- ○関係機関からの情報入手方法についても複数確立する必要があります。
- ○市の河川流域に大規模な浸水が想定されています。浸水域にある要配慮者利用施 設の避難を確実に行うため、避難確保計画の策定等が必要です。
- ○近隣自治体との連携強化により水防体制の強化が必要です。
- ○長期及び広範囲の被害によるゴーストタウン化が想定され、それに伴う治安の悪 化、犯罪の発生を防ぐ対策が必要です。
- ○集中豪雨時等に排水機場にて排水ポンプを稼働し、市街地浸水や農地冠水の被害 軽減を図っていますが、排水ポンプ等は老朽化等により運転に支障をきたす恐れ があり、個別施設計画により計画的な対策が必要です。
- ○浸水域内に下水処理施設が存在しておりますが、浸水対策が十分ではないため、 個別施設計画などの策定により、計画的な浸水対策が必要です。
- ○ハード事業による浸水対策には莫大な経費と時間を要するため、業務継続計画の 策定や関係機関との連携などによる対応も必要です。
- ○施設へのエネルギー供給停止時における電源確保の対策が必要です。

1-3 豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

- ○業務継続のため、電源喪失に備えた体制の整備が必要です。
- ○空家対策は防犯の観点からも重要ですが、倒壊による死傷者の発生や、交通網の 寸断の可能性もあるため対策が必要です。
- ○ゆれやすさマップなど各種地盤情報を周知していくことが必要です。
- ○公共施設以外の多数の人が利用する特定建築物や福祉施設も対策が必要です。
- ○公共交通における被災時の移動困難者への対応として早急な交通手段の確保が必要です。
- ○市内の住宅・建築 物等の耐震化率は、住宅は 60.7%、多数の者が利用する建築物は 68.6%と推計されています。市民及び建物利用者の生活と安全の確保のために耐震化、耐震診断の必要性を周知していく必要があります。

1-4 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生

- ○災害発生時は、情報を市民に正確かつスピーディーに伝達する必要があり、複数 の媒体による伝達方法が必要です。
- ○情報を市民に正確かつ迅速に伝達するためには、伝達方法の特性を生かした、複数の媒体による伝達方法が必要です。
- ○避難行動要支援者の情報伝達には支援者を含めた体制の強化が必要です。
- ○国や県の関係機関との伝達方法の強化が必要です。
- ○災害弱者への伝達方法について個人の状況などに合わせた対応が必要です。
- ○要配慮者向けの施設や事業所等へ情報伝達や事業継続のための連絡体制の整備が 必要です。

1-5 避難生活の疲労や衛生・環境の悪化に伴う疫病・感染症等よる多数の災害 関連死の発生

- ○適切な避難所の開設・運営が重要になります。避難所開設にあたる職員の参集を 迅速に実施する対策や、避難が長期化した場合の運営体制や避 難者の収容人数の 検討などが必要です。
- ○行政の備蓄には限界があるため、避難者のニーズを考慮した備蓄体制の整備と家

庭内備蓄等の推進が必要です。

- ○災害発生時 、在宅生活が困難になった災害弱者の受け入れについて、民間福祉施 設も含めた体制の構築や備蓄の充実を図ることが必要です。
- ○家族・親族等との安否確認のための通信手段の確保が必要です。
- ○災害ボランティアを円滑に受け入れる体制を強化する必要があります。
- ○生活基盤に著しい被害を受けた被災者に対し、迅速なり災証明の発行や被災者生 活再建支援法の手続きなどの支援体制の強化が必要です。
- ○避難生活において災害弱者に対して細やかな支援を行う必要があります。
- ○被災地や避難場所等で疫病、感染症の発生防止を図るため、平常時から予防接種 の啓発を行うとともに、必要な資機材の準備が必要です。
- ○水害により浄化槽や便槽が水につかった場合には、感染症の蔓延を抑えるために 早期の防疫作業が必要になります。また、し尿及び浄化槽汚泥処理が停滞することによって、被災地や避難場所等で感染症の蔓延が想定されます。
- ○大量に排出される廃棄物の処理が停滞することによる環境悪化を抑える必要が あります。
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- ○道路冠水により多数の交通閉塞が想定されますが、特に幹線道路の閉塞を回避す る必要があります。
- ○空屋対策は防犯の観点からも重要ですが、倒壊による死傷者の発生や、交通網の 寸断の可能性もあるため対策が必要です
- ○災害直後は物流が停滞し、物資の確保が難しくなるため、備蓄に加えて、災害協 定などによる流通備蓄の確保などを計画的に進めることが必要です。
- ○他自治体や関係民間団体等との協定締結など協力体制の整備を進める必要があります。
- ○水道の供給停止に備え応急給水体制の確保が必要です。
- ○電気の供給停止時の情報伝達手段への対策が必要です。
- ○避難所等へのガスの供給をスムーズに行う体制が必要です。
- ○救急活動など各種輸送の際に必要となる燃料の対策が必要です。
- ○道路・橋りょうの長寿命化について補修・更新が必要です。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- ○孤立集落支援のため他機関から飛来するヘリコプターの適切な運用が必要になります。
- ○公共交通機関が停止した場合、インバウンド等の帰宅困難者の一時避難をさせ るための対策が必要です。
- ○公共交通の事業者との連携も必要です。
- ○土砂災害防止施設の整備にあたっては、「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、整備を行うことが必要です。
- ○道路冠水や土砂災害により多数の交通閉塞が想定されますが、特に幹線道路の 閉塞を回避する必要があります。
- ○市が管理する橋梁については、計画的かつ効果的な修繕を推進する必要があります。

- ○市が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要があります。
- ○道路交通網のコアをなす嬉野インターチェンジに通じる道路の整備に取り組む必要があります。

2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

- ○近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったこと から、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・ 減災対策の確立が必要がです。
- ○災害時は地域の助け合いが大切であり、地域の災害対応力の強化に取り組む必要 があります。
- ○災害時は迅速な情報収集・伝達が必要なことから、防災行政無線の受信局等の整備に取り組む必要があります。

2-4 医療・福祉施設及び関係者の被災等による医療・福祉活動の絶対的不足

- ○地域の力である消防団は、地域の安全確保のために大きな役割を担っており、人材の確保や常備消防との連携強化が必要です。また、消防防災施設等の充実が必要です。
- ○共助の観点から、地域単位での防災訓練などの活動への支援が必要です。
- ○地域の防災活動の拠点となる自主防災組織の活性化が必要です。
- ○空家対策は防犯の観点からも重要ですが、倒壊による死傷者の発生や交通網の寸 断の可能性もあるため対策が必要です。
- ○災害を想定し訓練を実施することで、市・防災関係機関・地域が一体となった災害時の連携体制を築く必要があります。
- ○医療活動の停滞により、医療機関での受診が困難になり、体調悪化の多発が想定されます。感染症の予防接種や日頃の健康管理が必要です。また、災害弱者へのサポート体制などが重要になってきます。
- ○災害弱者の福祉ニーズに対応し、災害時においても生活機能の低下等の防止を図 る必要があります。
- ○道路・橋りょうの長寿命化について補修・更新が必要です。
- ○道路冠水により多数の交通閉塞が想定されますが、特に幹線道路の閉塞を回避す る必要があります。
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能及び情報通信·放送機能は 確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災に伴う行政機能の大幅な低下や治安の悪化、 重大事故が多発する事態

- ○業務継続計画の検証と見直しを実施し、必要な体制整備を図る必要があります。
- ○平常時から定期的に各種実践的な訓練を行うことにより、災害対応能力の向上を 図る必要があります。
- ○現場対応能力を最大限に発揮するため、消防団と常備消防の連携強化を図る必要 があります。また、消防防災施設等の充実が必要です。
- ○各課相互に災害応急対策等の協力が積極的に得られるよう、情報の共有や各課横

断の連携を強化する必要があります。

- ○自治体間等で相互に災害応急対策等の協力が積極的に得られるよう、広域的な協 定の締結を推進するなど、連携を強化する必要があります。
- ○公共施設等は、付帯する建築物、設備についても防災拠点として必要な機能を確保することが必要です。
- ○特に災害弱者に関する安全確保を考慮し、市民が安全かつ迅速に避難できるよう 進める必要があります。
- ○サーバ関係機器の設置場所の強化及び免震化が必要です。
- ○行政機能を維持するため、重要データのバックアップに努める必要があります。

3-2 情報通信の麻痺・長期停止、テレビ・ラジオ放送等の中断

- ○災害発生時は、情報を市民に正確かつスピーディーに伝達する必要があり、複数 の媒体による伝達方法が必要です。
- ○情報を市民に正確かつ迅速に伝達するためには、伝達方法の特性を生かした、複数の媒体による伝達方法が必要です。
- ○避難行動要支援者の情報伝達には支援者を含めた体制の強化が必要です。
- ○国や県の関係機関との伝達方法の強化が必要です。
- 4 大規模自然災害発生後であっても、市民生活や経済活動(サプライチェーンを 含む)を停滞させず、また制御不能な二次災害を発生させない
- 4-1 サプライチェーンの寸断、重要な産業施設の損壊や陸海空の交通ネットワーク、 金融サービス等の機能停止による企業等の経済活動や競争力に甚大な影響が生 じる事態
- ○空家対策は防犯の観点からも重要ですが、倒壊による死傷者の発生や、交通網の 寸断の可能性もあるため対策が必要です。
- ○サプライチェーン寸断等により、企業の生産や活動を停滞させないために、国、 県等の計画に沿った対応が必要です。
- ○風評被害の発生を抑える必要があります。
- ○業務継続のため、電源喪失に備えた体制の整備が必要です。
- ○道路、橋りょうの長寿命化について補修・更新が必要です。

4-2 長期にわたる電力やガス等のエネルギー供給の停止

- ○業務継続のため、電源喪失に備えた体制の整備が必要です。
- ○各家庭や事業所などは電力やガスに大きく依存しており、供給が長期間停止する と、被災者生活及び経済活動に打撃を生ずるため対策が必要です。
- ○電力供給の停止などによる通信インフラの麻痺を回避する対策が必要です。
- ○避難所における炊き出し用に燃料の対策が必要です。
- ○救急活動など各種輸送の際に必要となる燃料の対策が必要です。
- ○長期停電時等におけるエネルギーの確保が必要です。
- ○必要最小限の企業活動が継続できるよう国、県等の計画に沿った対応を推進します。

4-3 長期にわたる上水道や農業・工業用水等の供給停止や汚水処理施設の機能 停止

- ○浸水域内に下水処理施設が存在しておりますが、浸水対策が十分ではないため、 個別施設計画などの策定により、計画的な浸水対策が必要です。
- ○大規模地震対策として、下水処理場等の耐震対策を継続して行う必要があります。

4-4 交通機関の被災や交通施設の損壊等による基幹交通及び地域交通ネットワークの分断

- ○空家対策は防犯の観点からも重要ですが、倒壊による死傷者の発生や交通網の寸 断の可能性もあるため対策が必要です。
- ○土砂災害防止施設の整備にあたっては、「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から総合的に判断し、整備を行うことが必要です。
- ○道路冠水や土砂災害により多数の交通閉塞が想定されますが、特に幹線道路の閉塞を回避する必要があります。
- ○市が管理する橋梁については、計画的かつ効果的な修繕を推進する必要があります。
- ○市が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要があります。
- ○道路交通網のコアをなす嬉野インターチェンジに通じる道路の整備に取り組む必要があります。

4-5 市街地での大規模火災の発生

- ○災害時に火災の発生、拡大を抑えるために市民一人ひとりが防災知識の取得に努め、自ら身の安全を確保し、地域で対応できる体制を整えることが必要です。
- ○共助の観点から、地域単位での防災訓練などの活動への支援が必要です。
- ○地域の防災活動の拠点となる自主防災組織の活性化が必要です。
- ○地域の力である消防団は、地域の安全確保のために大きな役割を担っており、人材の確保や常備消防との連携強化が必要です。また、消防防災施設等の充実が必要です。
- ○塩田津において、火災発生時に消火に時間がかることが想定されるため対策が必要です。
- ○文化財の保護及び文化財の所有者・管理者の防災意識を高める必要があります。
- ○施設での出火予防に努めるとともに、職員の防災意識を高める必要があります。
- ○福祉施設や公立保育所等において、火災発生時に避難誘導に時間がかることが想 定されるため対策が必要です。

4-6 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の 発生

○老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地に被害が及ぶため早急な整備が必要となります。

4-7 農地・森林等の荒廃や風評による被害の拡大

- ○近年、局地的豪雨が頻発する傾向にあり、市内でも山地災害が発生していること から、間伐等の森林整備を実施し、健全で災害に強い森林(もり)づくりが必要 です。
- ○森林所有者の高齢化等により森林管理が行き届いていない森林が見られることから、森林所有者及び市等がそれぞれの役割に応じた市民協働による森林(もり)・ 緑づくりが必要です。
- 〇森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として市民に広げ、市民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた市協働による森・川の適切な管理や保全を進める必要があります。
- 5 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる 条件を整備する
- 5-1 災害廃棄物の処理や土地の境界確認作業の停滞により復旧・復興が大幅に 遅れる事態
- ○発災時には被害に伴う大量の災害廃棄物が発生します。発災直後の混乱した状態 の中でも適正に災害廃棄物の処理を行える体制を平時から構築する必要がありま す。

5-2 人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ○大規模災害の発生時には、多数の被災箇所の発生が予想され、災害対策や応急復 旧業務等を担う人材等が不足し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれ があることから、必要な人材等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体 制を整備する必要があります。
- ○生活基盤に著しい被害を受けた被災者に対し、迅速なり災証明の発行や被災者生活再建支援法の手続きなどの支援体制の強化が必要です。

5-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ○共助の観点から、地域単位での防災訓練などの活動への支援が必要です。
- ○地域の防災活動の拠点となる自主防災組織の活性化が必要です。
- ○地域の力である消防団は、地域の安全確保のために大きな役割を担っており、人材の確保や常備消防との連携強化が必要です。また、消防防災施設等の充実が必要です。
- ○治安悪化を防ぐため、対策が必要です。
- ○安全で安心に暮らせるまちづくりを行う必要があります。

5-4 広大な低平地において、大規模かつ長期にわたる浸水被害が発生し、後年度にわたり土地の脆弱性が高まるとともに、復旧・復興が大幅に遅れる事態

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

- ○住宅等の再建に必要となる土地境界等を事前に明確にしておく必要があります。
- ○近年、局地的豪雨が頻発する傾向にあり、市内でも山地災害が発生していること から、間伐等の森林整備を実施し、健全で災害に強い森林(もり)づくりが必要 です。
- 〇森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として市民に広げ、市民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた市協働による森・川の適切な管理や保全を進める必要があります。

【別紙2】施策分野ごとの脆弱性の評価結果

A) 行政機能·情報手段·組織

- ○市民の防災意識を高め確実かつ円滑な避難を行うために、事前の備えについて 情報を周知する必要があります。
- ○大規模災害に備え食料等の確保が必要です。
- ○地震に関する情報を広く周知する必要があります。
- ○家具の固定やガラスの飛散防止など現段階での各家庭の対策が必要です。
- ○共助の観点から、地域単位での防災訓練などの活動への支援が必要です。
- ○地域の防災活動の拠点となる自主防災組織の活性化が必要です。
- ○地域の力である消防団は、地域の安全確保のために大きな役割を担っており、人 材の確保や常備消防との連携強化が必要です。また、消防防災施設等の充実が必 要です。
- ○学校は避難所として指定してあり、開設・運営時に管理者と連携が必要になります。
- ○洪水浸水想定区 域(以下「浸水域」という。)など河川氾濫についての情報を洪水ハザードマップやタイムラインなどにより、多くの市民に事前に周知することが適切な避難行動のために重要です。
- ○情報を市民に正確かつ迅速に伝達するためには、伝達方法の特性を生かした、複数の媒体による伝達方法が必要です。
- ○関係機関からの情報入手方法についても複数確立する必要があります。
- ○市の河川流域に大規模な浸水が想定されています。浸水域にある要配慮者利用施 設の避難を確実に行うため、避難確保計画の策定等が必要です。
- ○近隣自治体との連携強化により水防体制の強化が必要です。
- ○想定されている被害エリアが広範囲であるため、復旧・復興に長時間を要することが考えられ、事前の対策が必要です。
- ○長期及び広範囲の被害によるゴーストタウン化が想定され、それに伴う治安の悪 化、犯罪の発生を防ぐ対策が必要です。
- ○業務継続のため、電源喪失に備えた体制の整備が必要です。
- ○空家対策は防犯の観点からも重要ですが、倒壊による死傷者の発生や、交通網の 寸断の可能性もあるため対策が必要です。
- ○ゆれやすさマップなど各種地盤情報を周知していくことが必要です。
- ○災害発生時は、情報を市民に正確かつスピーディーに伝達する必要があり、複数 の媒体による伝達方法が必要です。
- ○避難行動要支援者の情報伝達には支援者を含めた体制の強化が必要です。
- ○国や県の関係機関との伝達方法の強化が必要です。
- ○適切な避難所の開設・運営が重要になります。避難所開設にあたる職員の参集を 迅速に実施する対策や、避難が長期化した場合の運営体制や避難者の収容人数の 検討などが必要です。
- ○家族・親族等との安否確認のための通信手段の確保が必要です。
- ○災害ボランティアを円滑に受け入れる体制を強化する必要があります。
- ○道路冠水により多数の交通閉塞が想定されますが、特に幹線道路の閉塞を回避す る必要があります。
- ○災害直後は物流が停滞し、物資の確保が難しくなるため、備蓄に加えて、災害協 定などによる流通備蓄の確保などを計画的に進めることが必要です。
- ○他自治体や関係民間団体等との協定締結など協力体制の整備を進める必要があります。
- ○水道の供給停止に備え応急給水体制の確保が必要です。

- ○電気の供給停止時の情報伝達手段への対策が必要です。
- ○避難所等へのガスの供給をスムーズに行う体制が必要です。
- ○救急活動など各種輸送の際に必要となる燃料の対策が必要です。
- ○被災地域へ物資等を迅速かつ確実に輸送するため、緊急時に使用できる車両を把握し、常に出動できる体制を整備する必要があります。
- ○孤立集落支援のため他機関から飛来するヘアコプターの適切な運用が必要になります。
- ○近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったこと から、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・ 減災対策の確立が必要です。
- ○災害時は地域の助け合いが大切であり、地域の災害対応力の強化に取り組む必要 があります。
- ○災害時は迅速な情報収集・伝達が必要なことから、防災行政無線の受信局等の整備に取り組む必要があります。
- ○業務継続計画の検証と見直しを実施し、必要な体制整備を図る必要があります。
- ○平常時から定期的に各種実践的な訓練を行うことにより、災害対応能力の向上を 図る必要があります。
- ○各課相互に災害応急対策等の協力が積極的に得られるよう、情報の共有や各課横 断の連携を強化する必要があります。
- ○公共施設等は、付帯する建築物、設備についても防災拠点として必要な機能を確保することが必要です。
- ○特に災害弱者に関する安全確保を考慮し、市民が安全かつ迅速に避難できるよう 進める必要があります。
- ○サーバ関係機器の設置場所の強化及び免震化が必要です。
- ○行政機能を維持するため、重要データのバックアップに努める必要があります。
- ○サプライチェーン寸断等により、企業の生産や活動を停滞させないために、国、 県等の計画に沿った対応が必要です。
- ○現場対応能力を最大限に発揮するため、消防団と常備消防の連携強化を図る必要 があります。また、消防防災施設等の充実が必要です。
- ○自治体間等で相互に災害応急対策等の協力が積極的に得られるよう、広域的な協 定の締結を推進するなど、連携を強化する必要があります。
- ○業務継続のため、電源喪失に備えた体制を整備が必要です。
- ○電力供給の停止などによる通信インフラの麻痺を回避する対策が必要です。
- ○避難所における炊き出し用に燃料の対策が必要です。
- ○長期停電時等におけるエネルギーの確保が必要です。
- ○風評被害の発生を抑える必要があります。
- ○各家庭や事業所などは電力やガスに大きく依存しており、供給が長期間停止する と、被災者生活及び経済活動に打撃を生ずるため対策が必要です。
- ○災害時に火災の発生、拡大を抑えるために市民一人ひとりが防災知識の取得に努め、自ら身の安全を確保し、地域で対応できる体制を整えることが必要です。
- ○施設での出火予防に努めるとともに、職員の防災意識を高める必要があります。
- ○福祉施設や公立保育所において、火災発生時に避難誘導に時間がかることが想定 されるため対策が必要です。
- ○大規模災害の発生時には、多数の被災箇所の発生が予想され、災害対策や応急復 旧業務等を担う人材等が不足し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれ があることから、必要な人材等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体 制を整備する必要があります。
- ○生活基盤に著しい被害を受けた被災者に対し、迅速なり災証明の発行や被災者生 活再建支援法の手続きなどの支援体制の強化が必要です。

- ○安全で安心に暮らせるまちづくりを行う必要があります。
- ○住宅等の再建に必要となる土地境界等を事前に明確にしておく必要があります。

B)生活・環境・文教

- ○学校での防災教育が必要です。また、浸水域の見直しによる避難確保計画や訓練 内容の見直し、強化が必要です。
- ○学校施設等の計画的な改修を行うなど、安全・安心な学校施設等の整備に取り組む必要があります。
- ○文化財の保護及び文化財の所有者・管理者の防災意識を高める必要があります。
- ○保護者への情報伝達手段として登録メールを有効に活用することが必要です。
- ○学校は避難所として指定してあり、開設・運営時に管理者と連携が必要になります。
- ○業務継続のため、電源喪失に備えた体制の整備が必要です。
- ○平常時から定期的に各種実践的な訓練を行うことにより、災害対応能力の向上を 図る必要があります。
- ○行政機能を維持するため、重要データのバックアップに努める必要があります。
- ○各課相互に災害応急対策等の協力が積極的に得られるよう、情報の共有や各課横 断の連携を強化する必要があります。
- ○公共施設等は、付帯する建築物、設備についても防災拠点として必要な機能を確保することが必要です。
- ○特に災害弱者に関する安全確保を考慮し、市民が安全かつ迅速に避難できるよう 進める必要があります。
- ○施設での出火予防に努めるとともに、職員の防災意識を高める必要があります
- ○生活基盤に著しい被害を受けた被災者に対し、迅速なり災証明の発行や被災者生活再建支援法の手続きなどの支援体制の強化が必要です。
- ○塩田津において、火災発生時に消火に時間がかることが想定されるため対策が必要です。
- ○大規模災害の発生時には、多数の被災箇所の発生が予想され、災害対策や応急復 旧業務等を担う人材等が不足し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれ があることから、必要な人材等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体 制を整備する必要があります。

C)保健医療·福祉

- ○一人での避難が難しい要支援者には、避難行動要支援者名簿の登録を進め、「避難 行動要支援者個別支援計画」を作成する必要があります。また、要支援者の避難 には社会全体の共助体制の整備が必要です。
- ○市の河川流域に大規模な浸水が想定されています。浸水域にある要配慮者利用施設の避難を確実に行うため、避難確保計画の策定等が必要です。
- ○業務継続のため、電源喪失に備えた体制の整備が必要です。
- ○公共施設以外の多数の人が利用する特定建築物や福祉施設も対策が必要です。
- ○国や県の関係機関との伝達方法の強化が必要です。
- ○災害弱者への伝達方法について個人の状況などに合わせた対応が必要です。
- ○避難行動要支援者の情報伝達には支援者を含めた体制の強化が必要です。
- ○要配慮者向けの施設や事業所等へ情報伝達や事業継続のための連絡体制の整備が 必要です。
- ○生活基盤に著しい被害を受けた被災者に対し、迅速なり災証明の発行や被災者生

活再建支援法の手続きなどの支援体制の強化が必要です。

- ○被災地や避難場所等で疫病、感染症の発生防止を図るため、平常時から予防接種 の啓発を行うとともに、必要な資機材の準備が必要です。
- ○医療活動の停滞により、医療機関での受診が困難になり、体調悪化 の多発が想定されます。感染症の予防接種や日頃の健康管理が必要です。また、災害弱者へのサポート体制などが重要になってきます。
- ○災害弱者の福祉ニーズに対応し、災害時においても生活機能の低下等の防止を図る必要があります。
- ○平常時から定期的に各種実践的な訓練を行うことにより、災害対応能力の向上を 図る必要があります。
- ○各課相互に災害応急対策等の協力が積極的に得られるよう、情報の共有や各課横 断の連携を強化する必要があります。
- ○福祉施設や保育所等において、火災発生時に避難誘導に時間がかることが想定されるため対策が必要です。
- ○大規模災害の発生時には、多数の被災箇所の発生が予想され、災害対策や応急復 旧業務等を担う人材等が不足し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれ があることから、必要な人材等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体 制を整備する必要があります。

D) 経済·産業

- ○共助の観点から、地域単位での防災訓練などの活動への支援が必要です。
- ○地域の防災活動の拠点となる自主防災組織の活性化が必要です。
- ○公共交通における被災時の移動困難者への対応として早急な交通手段の確保が必要です。
- ○ハザードマップやタイムラインなど防災情報の多言語化が必要です。また、聴覚障がい、知的など障がい等を持つ弱者への対策が必要です。
- ○業務継続のため、電源喪失に備えた体制の整備が必要です。
- ○公共交通機関が停止した場合、インバウンド等の帰宅困難者の一時避難をさせる ための対策が必要です。
- ○公共交通の事業者との連携も必要です。
- ○近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったこと から、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・ 減災対策の確立が必要です。
- ○平常時から定期的に各種実践的な訓練を行うことにより、災害対応能力の向上を 図る必要があります。
- ○各課相互に災害応急対策等の協力が積極的に得られるよう、情報の共有や各課横 断の連携を強化する必要があります。
- ○風評被害の発生を抑える必要があります。
- ○サプライチェーン寸断等により、企業の生産や活動を停滞させないために、国、 県等の計画に沿った対応が必要です。
- ○大規模災害の発生時には、多数の被災箇所の発生が予想され、災害対策や応急復 旧業務等を担う人材等が不足し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれ があることから、必要な人材等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体 制を整備する必要があります。
- ○安全で安心に暮らせるまちづくりを行う必要があります。

E) 建設整備·交通

- ○市内の住宅・建築 物等の耐震化率は、住宅は 60.7%、多数の者が利用する建築 物は 68.6%と推計されています。市民及び建物利用者の生活と安全の確保のため に耐震化、耐震診断の必要性を周知していく必要があります。
- ○集中豪雨時等に排水機場にて排水ポンプを稼働し、市街地浸水や農地冠水の被害 軽減を図っていますが、排水ポンプ等は老朽化等により運転に支障をきたす恐れ があり、個別施設計画により計画的な対策が必要です。
- ○浸水域内に下水処理施設が存在しておりますが、浸水対策が十分ではないため、 個別施設計画などの策定により、計画的な浸水対策が必要です。
- ○学校は避難所として指定してあり、開設・運営時に管理者と連携が必要になります。
- ○ハード事業による浸水対策には莫大な経費と時間を要するため、業務継続計画の 策定や関係機関との連携などによる対応も必要です。
- ○施設へのエネルギー供給停止時における電源確保の対策が必要です。
- ○業務継続のため、電源喪失に備えた体制の整備が必要です。
- ○水害により浄化槽や便槽が水につかった場合には、感染症の蔓延を抑えるために 早期の防疫作業が必要になります。また、し尿及び浄化槽汚泥処理が停滞することによって、被災地や避難場所等で感染症の蔓延が想定されます。
- ○大量に排出される廃棄物の処理が停滞することによる環境悪化を抑える必要が あります。
- ○道路・橋梁の長寿命化について補修・更新が必要です。
- ○道路冠水や土砂災害により多数の交通閉塞が想定されますが、特に幹線道路の閉塞を回避する必要があります。
- ○土砂災害防止施設の整備にあたっては、「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、整備を行うことが必要です。
- ○市が管理する橋梁については、計画的かつ効果的な修繕を推進する必要があります。 す。
- ○市が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要があります。
- ○道路交通網のコアをなす嬉野インターチェンジに通じる道路の整備に取り組む必要があります。
- ○平常時から定期的に各種実践的な訓練を行うことにより、災害対応能力の向上を 図る必要があります。
- ○各課相互に災害応急対策等の協力が積極的に得られるよう、情報の共有や各課横 断の連携を強化する必要があります。
- ○汚水処理施設の耐震化は全国平均を下回っています。大規模地震対策として、 下 水処理場等の耐震対策を行う必要があります。
- ○老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地に被害が及ぶため早急な整備が必要となります。
- ○近年、局地的豪雨が頻発する傾向にあり、市内でも山地災害が発生していること から、間伐等の森林整備を実施し、健全で災害に強い森林(もり)づくりが必要 です。
- ○森林所有者の高齢化等により森林管理が行き届いていない森林が見られることから、森林所有者及び市等がそれぞれの役割に応じた市民協働による森林(もり)・ 緑づくりが必要です。
- ○森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として市民に広げ、市民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた市協働による森・川の適切な管理や保全を進める必要があります。

【別紙2】施策分野ごとの脆弱性の評価結果

- ○発災時には被害に伴う大量の災害廃棄物が発生します。発災直後の混乱した状態 の中でも適正に災害廃棄物の処理を行える体制を平時から構築する必要がありま す。
- ○大規模災害の発生時には、多数の被災箇所の発生が予想され、災害対策や応急復 旧業務等を担う人材等が不足し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれ があることから、必要な人材等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体 制を整備する必要があります。

【別紙3】 リスクシナリオごとの施策の推進方針

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 大地震に伴う建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生

- ○市民一人ひとりが、日ごろから情報収集に努め、地域で共有することで、防災意識を高め、自助、共助を発揮できるように努めます。
- ○各種団体などと連携して、より多くの市民の出前講座の利用を進めます。
- ○大規模災害時には、多くの避難者が避難所にあふれ、物資の流通も停滞することが想定されるため、災害協定などの流通備蓄を含めて備蓄を計画的に進めるとともに、最低3日、推奨7日分の備蓄や非常持ち出し品を家庭や事業所、地域などに備えておくことを促します。
- ○日頃から地震に備える意識を高め、また地震発生時の適正な避難行動による安全 確保と被害軽減のため、建物耐震化、家具の固定対策などを促します。
- ○地域の共助体制を事前に整えることが重要です。市民はお互いが防災意識や連帯 意識を高めながら、地域コミュニティの活性化に努め、市は活 動への支援をしま す。
- ○地区の防災計画の策定を進めるなど、活動内容の充実により地域防災力の向上へ つなげます。
- ○消防団員の増員や活動技術力の向上、消防防災施設・資機材の整備など多面的からの強化対策を実施し、地域密着性を活かした防災力強化に努めます。
- ○避難所担当の職員と学校管理者との事前の連携強化をすすめ、避難所のスムーズ な開設・運営により迅速な救助に努めます。
- ○情報発信の方法として、広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ等の媒体の活用 を促進するとともに、近年スマートフォン・タブレット端末の利用者が増加して いることも踏まえ市公式 LINE の登録者数の増加に努めます。
- ○学校施設等の長期保全計画(長寿命化計画)を策定し、計画的な改修(改築、保全工事)を行うなど、安全・安心な学校施設等の整備に取り組みます。
- ○文化財の保護及び文化財の所有者・管理者の防災意識を高めるよう啓発に努めます。
- ○各学校における防災教育を引き続き実施します。 また、各学校において避難確保 計画の策定や避難訓練などを実施していますが、 浸水域の変 更など状況の変化 に合わせて見直しを実施します。
- ○保護者に対し、メール配信システムなどを活用し、情報伝達を実施します。
- ○要支援者の対象者には、避難行動要支援者名簿への登録を促し、登録名簿は関係 機関等へ情報提供を行い支援につなげます。また、「避難行動要支援者個別支援計 画」の作成を進めます。
- ○地域の共助体制を事前に整えることが重要です。市民はお互いが防災意識や連帯 意識を高めながら、地域コミュニティの活性化に努め、市は活動への支援をしま す。
- ○地区の防災計画の策定を進めるなど、活動内容の充実により地域防災力の向上へ つなげます。
- ○一刻も早い公共交通ネットワークの復旧に向け迅速かつ効率的に鉄道・その他交 通事業者との連携を図ります。
- ○外国人の安全確保のため、多言語による防災情報の提供、国際交流協会等との連携による通訳・翻訳ボランティアなどの確保を図ります。

1-2 洪水や高潮、津波に伴う広域かつ大規模な浸水による多数の死傷者の発生

○ハザードマップなどの配布や出前講座の開催により、浸水域など水害についての情報を周知し、認識を高め適切な避難を促します。また、職員に対しては適切な訓練等を行い、平常時から災害に対する意識の高揚を図ります。

- ○避難行動を促し、災害状況等を正確に伝達するために、電力供給や通信機能の停止などを想定して、災害情報共有システム (Lアラート)・緊急速報メール・防災行政無線・広報車・ホームページ・SNS (フェイスブック等)・ケーブルテレビなど 複数の手段による伝達方法の整備に努めます。
- ○市民一人ひとりが、日ごろから情報収集に努め、地域で共有することで、防災意識を高め、自助、共助を発揮できるように努めます。
- ○各種団体などと連携して、より多くの市民の出前講座の利用を進めます。
- ○大規模災害時には、多くの避難者が避難所にあふれ、物資の流通も停滞することが想定されるため、災害協定などの流通備蓄を含めて備蓄を計画的に進めるとともに、最低3日、推奨7日分の備蓄や非常持ち出し品を家庭や事業所、地域などに備えておくことを促します。
- ○地域の共助体制を事前に整えることが重要です。市民はお互いが防災意識や連帯 意識を高めながら、地域コミュニティの活性化に努め、市は活動への支援をします。
- ○地区の防災計画の策定を進めるなど、活動内容の充実により地域防災力の向上へ つなげます。
- 〇避難所担当の職員と学校管理者との事前の連携強化をすすめ、避難所のスムーズ な開設・運営により迅速な救助に努めます。
- ○「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を改正し、避難指示等の発令体制を強化 します。
- ○関係機関からの情報入手方法についても、ホットラインの活用などにより複数確立していくとともに、洪水情報のプッシュ型配信に努めます。
- ○浸水域にある要配慮者利用施設の避難を確実に行うために、管理者の認識を高め、 避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促します。
- ○近隣自治体及び県外自治体との連携強化による水害対応能力を強化します。
- ○治安の悪化を防ぐため警察など関係機関との連携を進めます。
- ○排水機場にある排水ポンプ等の設備について、個別施設計画により長寿命化と合 わせて浸水対策に努めます。
- ○通学路における歩道整備のうち、通学路合同点検における要対策箇所の整備を重 点的に取り組みます。
- ○浸水域に施設があるため、個別施設計画などにより長寿命化と合わせて浸水対策 を検討します。
- ○河川氾濫の浸水による汚水処理施設の機能停止が考えられるため、関係機関との 連携を強化し業務継続計画の適正な運用に努めます。
- ○施設へのエネルギー供給停止に備え、電源確保のために、災害協定の締結などに より電源供給対策に努めます。

1-3 豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

- ○業務継続計画による電源喪失時の体制づくりに努めます。
- ○災害時に管理の不適切な空家が倒壊することによる、交通網の寸断などが想定されます。空家の老朽化を未然に防ぐための適切な管理を促します。
- ○地盤情報などを知り、事前に対策を講ずることが重要となるため、各種情報を市 民に周知します。
- 〇民間保育施設に対して、国・県の補助を活用し、施設改築などへの支援を進め ます。
- ○民間の介護施設等においても施設の安全性を講じる必要があるため、耐震化など 関係する情報の提供に努めます。
- ○一刻も早い公共交通ネットワークの復旧に向け迅速かつ効率的に鉄道・その他交 通事業者との連携を図ります。
- ○地震発生時に住宅、建物等の倒壊を防ぐために、耐震診断 ・耐震改修の必要性などに関する啓発及び情報提供を継続して行います。

1-4 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生

- ○情報伝達手段がスムーズに運用できるよう、日頃のメンテナンス管理や訓練等を 実施します。
- ○避難行動を促し、災害状況等を正確に伝達するために、電力供給や通信機能の停止などを想定して、災害情報共有システム (Lアラート)・緊急速報メール・防災行政無線・広報車・ホームページ・SNS (フェイスブック等)・ケーブルテレビなど複数の手段による伝達方法の整備に努めます。
- ○避難行動要支援者については個別支援計画を作成し、情報伝達や避難誘導等を行 う地域の支援と合わせて体制強化に努めます。
- ○国、県、消防など関係機関との情報伝達の体制強化を進めます。また、近隣自治 体や災害協定締結先との連携を強化します。
- ○緊急医療体制の強化のために保健所など関係機関との連絡体制の整備を進めます。
- ○障がい児・者など災害弱者への伝達 は、県との連携により手話通訳者の派遣や手 話奉仕員の養成など、状況による対応を検討します。
- ○要配慮者向けの事業所等への、災害情報の伝達や事業継続のための連絡体制など についても検討します。

1-5 避難生活の疲労や衛生・環境の悪化に伴う疫病・感染症等よる多数の災害 関連死の発生

- ○迅速かつ適切な避難所の開設・運営のために、担当職員の割り振りを適切に行うとともに、「避難所開設・運営マニュアル」により、訓練等を継続して実施します。また、避難所開設が長期化した場合の運営について、地域住民の力を含めた体制の検討を進めます。
- ○避難者の情報伝達 手段の一つとして、整備済みの特設公衆電話について通信機能 テストを行います。
- ○災害ボランティアの受け入れを円滑に行うため、社会福祉協議会と連携し、災害 ボランティア本部等との連携体制の強化を図ります。
- ○被災者生活再建支援制度の迅速な対応を図るとともに、様々な生活再建に関する 情報提供や相談体制の整備に努めます。
- ○災害弱者に対し、様々なニーズに応じた支援体制の強化を図り、併せて入院・入 所等が必要となった場合に備え、関係医療機関、社会福祉施設等との日ごろから の連携体制を強化します。
- ○関係機関との連携を図りながら、感染症の発生予防に努めるとともに、適正かつ 安全な予防接種実施の体制を整え、定期接種の勧奨に努めます。
- ○浄化槽、便槽、管路の被災による感染症の蔓延を抑えるために早期の防疫作業実施の業務継続計画やマニュアルの整備と適正な運用を推進します。
- ○くみ取り式トイレから公共下水道、農業集落排水や合併処理浄化槽への転換を推 奨し生活排水対策を推進します。
- ○災害における一般廃棄物収集運搬、最終処分等につき、協定締結団体の協力のも と、円滑な廃棄物処理体制を構築します。
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- ○冠水により閉塞する幹線道路や避難所周辺の道路について、事前の周知や現場の 誘導などの検討を進めます。
- ○災害時に管理の不適切な空家が倒壊することによる、交通網の寸断などが想定されます。空家の老朽化を未然に防ぐための適切な管理を促します。
- ○災害直後は物流が停滞し、物資の供給が難しくなりますが、影響を最小限に抑えるため災害協定などの流通備蓄を含めて備蓄を計画的に進めます。家庭や事業所内での最低3日、推奨7日の備蓄を周知します。
- ○備蓄の現状把握を行い、計画的に物資の備蓄を進めます。
- ○物資供給を迅速かつ円滑に行うため、他自治体、民間企業、民間団体等との相互 応援、広域応援について協定締結を行います。
- ○災害時に安定した生活用水の確保や応急能力を確保するため、協定締結により応 急給水体制の強化を図ります。
- ○電気供給の長期間停止時にも情報伝達手段の確保ができる体制づくりに努めます。
- ○災害協定により避難所等へのガスの供給を円滑に実施できる体制づくりに努めます。
- ○救急活動や各種輸送の際に必要な燃料確保も事業者の協力が不可欠です。災害協 定などにより安定供給を確保に努めます。
- ○市が管理する重要インフラについて、危険性の高い道路から優先的に防災対策を 行います。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- ○他機関から飛来する応援へリコプターの効率的な運用のため、防災体制の整備に 取り組みます。
- ○混乱や二次災害等を避けるため、状況に応じて旅館組合や観光協会等と連携し、 待機場所の確保に努め、帰宅困難者対策を進めます。
- ○公共交通事業者へは、交通機関の混乱を最小限にとどめる対策など調整を進めます。
- ○「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、県と協力しながら総合的に判断し、 土砂災害防止施設の整備を進めていくとともに、整備した施設の適正な維持管理 を行います。
- ○防災・減災・国土強靭化のために危険性の高い道路から優先的に防災対策を行います。
- ○市が管理する橋梁については、計画的に橋梁修繕を行い、予防保全的な橋梁の維 持管理に努めます。
- ○市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的 な老朽化対策に取り組みます。
- ○インターチェンジへのアクセス道路の整備については、事業効果や緊急性を考慮して整備を進めます。

2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

- ○「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図ります。
- ○地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保に取り組むととも に、自主防災組織の育成及び活動の活発化を支援します。

- ○地域の共助体制を事前に整えることが重要です。市民はお互いが防災意識や連帯 意識を高めながら、地域コミュニティの活性化に努め、市は活動への支援をしま す。
- ○災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、市 民の防災意識や災害対応力の向上に取り組みます。
- ○災害が発生し通信機器の主要回線が途絶した場合でも迂回して通信を行うループ 化など迅速かつ的確な情報の伝達・収集の確保に努めます。

2-4 医療・福祉施設及び関係者の被災等による医療・福祉活動の絶対的不足

- ○消防団員の増員や活動技術力の向上、消防防災施設・資機材の整備など多面的からの強化 対策を実施し、地域密着性を活かした防災力強化に努めます。
- ○地域の共助体制を事前に整えることが重要です。市民はお互いが防災意識や連帯 意識を高めながら、地域コミュニティの活性化に努め、市は活 動への支援をしま す。
- ○地区の防災計画の策定を進めるなど、活動内容の充実により地域防災力の向上へつなげます。
- ○災害時に管理の不適切な空家が倒壊することによる、交通網の寸断などが想定されます。空家の老朽化を未然に防ぐための適切な管理を促します。
- ○学校で避難訓練を実施することで災害への対応力の向上を図ります。
- ○平常時から予防接種や健康診査、特定健診、がん検診の重要性を周知し、健康管理の徹底を推進します。また、災害弱者に対しても平常時からの健康管理、サポート体制を強化し、災害発生後も継続してサービスが受けられる体制づくりに努めます。
- ○災害発生時に様々な福祉ニーズに対応し、安定した医療・介護サービスが受けられるよう、在宅医療、介護における連携体制の整備に努めます。
- ○市が管理する重要インフラについて、危険性の高い道路から優先的に防災対策を 行います。
- 冠水により閉塞する幹線道路や避難所周辺の道路について、事前の周知や現場の 誘導などの検討を進めます。
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能及び情報通信·放送機能は 確保する

3-1 行政機関の職員·施設等の被災に伴う行政機能の大幅な低下や治安の悪化、 重大事故が多発する事態

- ○業務継続計画の検証と見直しを実施し、災害対応に関わるマニュアル等の作成を 進め、業務継続に必要な体制整備の強化に努めます。
- ○定期的に各種実践的な訓練を行うことにより、災害対応能力の向上に努めます。
- ○現場において消防団は常備消防の後方支援を担っており、常備消防と不可分の関係にあります。現場対応能力を最大限発揮できるよう連携強化に努めます。また、消防防災施設等の充実に努めます。
- ○防災訓練等の実施により、職員が各課横断の初期対応の重要性を認識し、防災意識をさらに高め、それにより市民・職員の安全確保を図ります。
- ○大規模な災害が発生した場合は、近隣自治体も同時被災が考えられるため、広域 的な相互応援体制を確立します。

- ○公共施設の躯体の安全性を確保するとともに、天井の脱落防止対策など付帯する 建築物、設備についても必要な機能を確保するための対策に努めます。
- ○公共施設利用者のうち災害弱者へ優先避難を呼びかけるなど、相互助け合いによる安全避難を図るための避難誘導計画の整備に努めます。
- ○行政機能を維持するため、情報通信設備の免震化に努めます。
- ○情報システムの重要データ保護のため、バックアップデータを作成し、データの 二重化として遠隔地にデータを保管します。
- ○住民基本台帳のデータについて、データバックアップと合わせて国の副本データ 管理システムからのデータ復元が可能な二重化を行います。また、住居表示台帳 データのバックアップデータも作成します。

3-2 情報通信の麻痺・長期停止、テレビ・ラジオ放送等の中断

- ○情報伝達手段がスムーズに運用できるよう、日頃のメンテナンス管理や訓練等を 実施します。
- ○避難行動を促し、災害状況等を正確に伝達するために、電力供給や通信機能の停止などを想定して、災害情報共有システム(Lアラート)・緊急速報メール・防災行政無線・広報車・ホームページ・SNS(フェイスブック等)・ケーブルテレビなど複数の手段による伝達方法の整備に努めます。
- ○避難行動要支援者については個別支援計画を作成し、情報伝達や避難誘導等を行 う地域の支援と合わせて体制強化に努めます。
- ○国、県、消防など関係機関との情報伝達の体制強化を進めます。また、近隣自治 体や災害協定締結先との連携を強化します。
- 4 大規模自然災害発生後であっても、市民生活や経済活動(サプライチェーンを 含む)を停滞させず、また制御不能な二次災害を発生させない
- 4-1 サプライチェーンの寸断、重要な産業施設の損壊や陸海空の交通ネットワーク、 金融サービス等の機能停止による企業等の経済活動や競争力に甚大な影響が生 じる事態
- ○災害時に管理の不適切な空家が倒壊することによる、交通網の寸断などが想定されます。空家の老朽化を未然に防ぐための適切な管理を促します。
- ○素早い復旧による事業の再開のために、国、県等の計画に沿った対応を推進します。
- 商工団体等の関係機関との連携により、多くの企業、業種を誘致することでのサ プライチェーンの寸断対策を推進します。
- ○風評被害を防ぐために、国や県との連携により情報発信を行います。
- ○業務継続計画による電源喪失時の体制づくりに努めます。
- ○市が管理する重要インフラについて、危険性の高い道路から優先的に防災対策を 行います。

4-2 長期にわたる電力やガス等のエネルギー供給の停止

- ○業務継続計画による電源喪失時の体制づくりに努めます。
- ○流通の長期間停止が、被災者の生活及び経済活動に大きな打撃を生ずることは近

年の災害から明らかです。対策強化を企業へ要請していくとともに、災害協定などにより体制を強化します。

- ○家庭で懐中電灯やカセットコンロなど備蓄を進めるよう周知します。
- ○通信インフラの麻痺を回避するために事業者の対策強化を要望します。
- ○被災者への炊き出しを継続していけるよう、燃料確保の手段を検討します。
- ○救急活動や各種輸送の際に必要な燃料確保も事業者の協力が不可欠です。災害協 定などにより安定供給に努めます。
- ○住宅等への太陽光発電等の再生可能エネルギー普及を図ります。
- ○エネルギー供給が停滞しても、事業者が最小限必要な企業活動を継続できるよう 国、県等の計画に沿った対応を推進します。

4-3 長期にわたる上水道や農業・工業用水等の供給停止や汚水処理施設の機能 停止

- ○浸水域に施設があるため、個別施設計画などにより長寿命化と合わせて浸水対策 を検討します。
- ○老朽化した施設設備について、「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、施設 の適正な維持管理をに努めます。

4-4 交通機関の被災や交通施設の損壊等による基幹交通及び地域交通ネットワークの分断

- ○災害時に管理の不適切な空家が倒壊することによる、交通網の寸断などが想定されます。空家の老朽化を未然に防ぐための適切な管理を促します。
- ○「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、県と協力しながら総合的に判断し、 土砂災害防止施設の整備を進めていくとともに、整備した施設の適正な維持管理 を行います。
- ○防災・減災・国土強靭化のために危険性の高い道路から優先的に防災対策を行い ます。
- ○市が管理する橋梁については、計画的に橋梁修繕を行い、予防保全的な橋梁の維 持管理に努めます。
- ○市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的 な老朽化対策に取り組みます。
- ○インターチェンジへのアクセス道路の整備については、事業効果や緊急性を考慮して整備を進めます。

4-5 市街地での大規模火災の発生

- ○避難の際にブレーカーを切断することや身の回りに消火器を設置しておくなど、 災害を想定した事前の情報収集や備えを促します。
- ○地域の共助体制を事前に整えることが重要です。市民はお互いが防災意識や連帯 意識を高めながら、地域コミュニティの活性化に努め、市は活動への支援をしま す
- ○地区の防災計画の策定を進めるなど、活動内容の充実により地域防災力の向上へ つなげます。
- ○消防団員の増員や活動技術力の向上、消防防災施設・資機材の整備など多面的か

らの強化対策を実施し、地域密着性を活かした防災力強化に努めます。

- ○公共施設の防火・防炎設備の体制整備を継続します。また、実践的な避難訓練を 行うことで、職員の防災意識の向上に努めます。
- ○塩田津を中心に景観の保全、火災の延焼防止、救助・消火等の災害応急活動の円 滑な実施を図るため、消火栓の設置や道路美装工事を行います。
- ○文化財の保護及び文化財の所有者・管理者の防災意識を高めるよう啓発に努めます。
- ○総合福祉施設や保育所などは高齢者や乳幼児の利用が多いため、適切な避難誘導 について検討します。

4-6 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

○ため池を所有・管理する受益者や県及び関係機関などと協力して、危険なため池 の整備を進めて行きます。

4-7 農地・森林等の荒廃や風評による被害の拡大

- ○豊かな森・川・海の自然を守り未来に継承するため、森・川・海のつながりを再 認識し、環境保全意識を醸成する取組を推進します。
- ○森・川・海に関する環境保全活動のすそ野を拡大し、特に源流たる山を大切にする行動に結び付けるなどの持続的な活動を推進します。
- ○肥沃な大地と豊かな海を育み、暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多面 的機能を将来にわたって発揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活動 への市民理解を促し、市民協働による災害に強い多様な森林(もり)づくりを推 進します。
- 5 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる 条件を整備する
- 5-1 災害廃棄物の処理や土地の境界確認作業の停滞により復旧・復興が大幅に 遅れる事態
- ○災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行う処理体制の強化を図ります。

5-2 人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ○被災者生活再建支援制度の迅速な対応を図るとともに、様々な生活再建に関する 情報提供や相談体制の整備に努めます。
- ○広域の自治体間や民間団体との応援協定等により、必要な人材等を速やかに確保 し、復旧・復興を円滑に進める体制の維持・整備に努めます。

5-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

- ○地域の共助体制を事前に整えることが重要です。市民はお互いが防災意識や連帯 意識を高めながら、地域コミュニティの活性化に努め、市は活動への支援をしま す。
- ○地区の防災計画の策定を進めるなど、活動内容の充実により地域防災力の向上へ つなげます。
- ○消防団員の増員や活動技術力の向上、消防防災施設・資機材の整備など多面的からの強化対策を実施し、地域密着性を活かした防災力強化に努めます。
- ○治安の悪化を防ぐため、防犯灯及び防犯カメラの整備を進めます。また、警察な ど関係機関との連携を進めます。
- ○災害時に治安を維持していくため、平時から、市民総ぐるみによる自主的な防犯 活動の拡大や犯罪の防止に配慮した生活環境の整備など、犯罪の防止に取り組み ます。

5-4 広大な低平地において、大規模かつ長期にわたる浸水被害が発生し、後年度にわたり土地の脆弱性が高まるとともに、復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ○森・川・海の自然を守り未来に継承するため、森・川・海のつながりを再認識し、 環境保全意識を醸成する取組を推進します。
- ○肥沃な大地と豊かな海を育み、暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多面 的機能を将来にわたって発揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活動 への市民理解を促し、市民協働による災害に強い多様な森林(もり)づくりを推 進します。

【別紙4】重要業績指標

主要な指標(担当部著)	対応する リスクシナリオ	H30 末実績値	R3 末目標値
消防団員数(総務·防災課)	1-1,2-3,2-4,4-5,5-3	1、035 人	1,050 人
防災に関する地元説明会の開催(総務・防災課)	1-1,1-2	88 地区	44 地区
防犯灯の LED 化(総務・防災課)	5-3	1,563/3,093	2,446/3,093
外国人や障がい者にも対応できるユニバーサルデザイン (UD)ガイド(追加)登録者数(企画政策課)	1-1	29 人	40 人
企業誘致による誘致企業数(広報広聴課)	4-1	3 社	9 社
福祉ボランティア数(福祉課)	2-4	31 団体	35 団体
空き屋バンク登録数(企画政策課)	1-3,2-1,2-4,4-1,4-4	14 件	40 件
住宅セーフティネット制度登録数(建設・農林整備課)	1-3,2-1,2-4,4-1,4-4	0戸	2 戸
市防災メール登録者数(総務・防災課)	1-1,1-2,1-4	703 人	1,000 人
避難勧告等の判断・伝達マニュアルの改訂(総務・防災 課)	1-2,1-5	未	完
浸水域・土砂災害警戒区域の要配慮者利用施設における避難確保計画策定率(総務・防災課、福祉課、子育て未来課、学校教育課)	1-1,1-2,4-5	未把握	100%
市民公式 LINE の登録者数(広報・広聴課)	1-1	0人	1,500 人
住宅の耐震化率(建設・農林整備課)	1-1	60.7%	60.8%
下水処理場の耐震化率(環境下水道課)	,4-3	100%	継続
合併浄化槽設置数(環境下水道課)	1-5	276 基	1,100 基
複数の災害廃棄物搬出先の確保(環境下水道課)	5-1	0ヶ所	2ヶ所

【別紙5】施策分野「土地整備・交通」における個別事業一覧

1	Ħ	γ/γ	•
ı	\Box	化	

施策を	}野「	土地	整備	i • 3	交通		こ係	る化	固另	川加	包含	色智	季長	<u>†</u> —	- 覧	į ·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	1
1.	道路	事業			•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	2
2.	街路	· 🗵	画整	建理	都	市	再生	事	矣		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	2
3.	都市	公園	事業	4	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	3
4.	生活	5 排	水	処	理	事	業	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	3
5.	住宅	三 整	備	事	業	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	3
6.	農業	き 農	村	整	備	事	業	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•			6	4

*個別事業一覧に掲載されている事業は、計画作成 (R2.2) 時点の予定であり、今後の 社会情勢等の変化により、変更となることもある。

施策分野「土地整備・交通」に係る個別施策番号一覧

施策番号	施策内容	対応するリスク
1	市と県が連携しながら耐震診断が義務化された「大規模建築物」「防災拠点建築物 「市国民保護計画」」「沿道建築物」の耐震化を促進する。	1-1
2	住宅・建築物の耐震化が着実に達成されるよう、建築物の耐震化を進める。	1-1
3	老朽化の著しい公営住宅については、必要に応じて用途廃止や立て替えを検討する。	1-1
4	県などと協力して、ため池の整備を促進する。	4-6
5	防災重点ため池について、県と連携・協力し危険の周知や避難行動につながる取組みを進めていく。	4-6
6	農業用水の施設整備により用水の安定供給を図る。	4-3
7	生活排水処理の最適化に向けた対策を進める。	4-3
8	下水道の対策について、計画的な維持管理が図られるように、計画的な取組みを進める。	4-3
9	防災、減災、国土強靱化のために危険性の高い道路から優先的に防災対策を実 施する。	2-1, 2-2
10	市街地等における道路等の施設について、引き続き計画的な整備等に取り組む。	2-1, 2-2, 2-4

1. 道路事業

項番	市町名	事業主体	路線名	工区名	事業概要	Į.	備考	主施策
1	嬉野市	市	万才堤ノ上線	久間	法面・盛土対策	1 km		9
2	嬉野市	市	道路防災調査	嬉野	法面維持補修	1 km		9
3	嬉野市	市	内野山木場線	下宿	法面・盛土対策	1 km		9
4	嬉野市	市	内野小田志線	下宿	法面・盛土対策	1 km		9
5	嬉野市	市	下野辺田西山線	久間	舗装補修	3 km		9
6	嬉野市	市	中通り納戸料線	吉田	舗装補修	1 km		9
7	嬉野市	市	内野山木場線	下宿	舗装補修	1 km		9
8	嬉野市	市	第一橋山線	馬場下	舗装補修	1 km		9
9	嬉野市	市	立岩線	下野	舗装補修	1 km		9
10	嬉野市	市	山口殿ノ木庭線	谷所	舗装補修	1 km		9
11	嬉野市	市	寺辺田岩ノ下線	吉田	舗装補修	1 km		9
12	嬉野市	市	中原線	大草野	舗装補修	1 km		9
13	嬉野市	市	五代米ノ山線	下野	舗装補修	1 km		9
14	嬉野市	市	白岩梨ノ木線	吉田	舗装補修	1 km		9
15	嬉野市	市	長波須和線	下野	舗装補修	1 Km		9
16	嬉野市	市	橋梁(15m 以上)	市内一円	老朽化対策			9
17	嬉野市	市	橋梁(15m 未満)	市内一円	老朽化対策			9
18	嬉野市	市	橋梁定期点検	市内一円	老朽化対策			9
19	嬉野市	市	道路付属物調査	市内一円	老朽化対策			9
20	嬉野市	市	路面性状調査	市内一円	老朽化対策			9
21	嬉野市	市	五町田熊野線	五町田	交通安全	1 Km		9

2. 街路•区画整理•都市再生事業

項番	事業 分野	市町名	事業主体	路線等名	工区名 事業概要				備考	主施策番号
1	区画 整理	嬉野市	市		嬉野温泉駅周辺 地区	土地区画整理事業	14.60	ha		10
2	都市 再生	嬉野市	市		嬉野温泉·嬉野 温泉駅周辺地区	都市再生整備計画事業(通常)	1.00	計画		10

3. 都市公園事業

項番	市町名	事業主体	公園名	事業	类概要	備考	主施策番号
1	嬉野市	市	嬉野総合運動公園等	長寿命化	2 箇所		10

4. 生活排水処理事業

項番	事業分野	市町名	事業主体	排水区 等名	地区名	事業相	備考	主施策番号	
1	公共下水 道	嬉野市	市	嬉野処 理区	処理場	改築(施設)	1.0 門		8
2	公共下水 道	嬉野市	市	嬉野処 理区		未普及対策	27. 8 h	a	7
3	農業集落 排水	嬉野市	市	美野	美野地区農業集落 排水処理施設	改築(施設・ 管路)	一 豆		8
4	農業集落 排水	嬉野市	市	上久間	上久間地区農業集 落排水処理施設	改築(施設· 管路)	一 豆		8
5	農業集落排水	嬉野市	市	馬場下	馬場下地区農業集 落排水処理施設	改築(施設・ 管路)	一 封	;	8
6	浄化槽	嬉野市	市	-	-	市町型	415 基	;	7

5. 住 宅 整 備 事 業

項番	事業分野	市町名	事業主体	事業名	地域	事業種別	主施策番号
1	建築	嬉野市	市	公営住宅等整備事業	市内全域	公営住宅整備等	3
2	建築	嬉野市	市	公営住宅等ストック総合 改善事業	市内全域	公営住宅整備等	3
3	建築	嬉野市	市	街なみ環境整備事業	市内全域	街なみ整備等	2
4	建築	嬉野市	市	住宅・建築物安全ストック 形成事業	市内全域	建築物耐震改修·危 険住宅移転等	1

6. 農業農村整備事業

項	+ m- /2	事業	声业力	Uh ES /7	**************************************	備	主施策
番	市町名	主体	事業名	地区名	事業概要	考	番号
1	嬉野市	市	地域農業水利施設ストック	嬉野3期(その	用排水施設		6
I	焙打巾	τp	マネジメント事業	1)	一式		O
2	嬉野市	市	地域農業水利施設ストック	嬉野3期(その	用排水施設		6
	焙打巾	гр	マネジメント事業	2)	一式		Ü
3	嬉野市	市	基幹農道整備事業	五町田	L=990m		5
4	嬉野市	市	農業用河川工作物等応急対	塩田川水系	頭首工補修		6
4	₩ ∃], II]	נוָו	策事業	塩田川小糸	一式		U
5	嬉野市	市	農業用河川工作物等応急対	 鬼五郎	頭首工補修		6
J	为异 主 J, 川 J	ιļι	策事業	光 五 日 3	一式		U
6	嬉野市	市	農業用河川工作物等応急対	 式浪	頭首工補修		6
	2日 11 11	111	策事業	八瓜	一式		U
7	嬉野市	市	農業用河川工作物等応急対	 川瀬	頭首工補修		6
,	2日 11 川	111	策事業	ブロ //t具	一式		0
8	嬉野市	市	ため池等整備事業	神水川ため池	堤体工		4
9	嬉野市	市	ため池等整備事業	中山ため池	堤体開削		4
10	嬉野市	市	ため池等整備事業	妙現ため池	堤体開削		4
11	嬉野市	市	ため池等整備事業	上林ため池	堤体工		4
12	嬉野市	市	 調査計画事業	 嬉野1期	ため池耐震		5
12	2년 도), 네1	113		/= # 1 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	照査		3
13	嬉野市	市	 調査計画事業	五本柳ため池	ため池実施		5
10	2년 도), 네1	113		五本物たの心	計画策定		J
14	嬉野市	市	調査計画事業	式浪	頭首工実施		5
'	ᇩᆁ	111		20/10	計画策定		3
15	嬉野市	東部土地	地域農業水利施設ストック	塩田東部	用排水施設		6
10	>므 포! 니]	改良区	マネジメント事業	(長寿命化)	一式		0
16	嬉野市	東部土地	地域農業水利施設ストック	塩田東部2期	用排水施設		6
10	ᇩᆁ	改良区	マネジメント事業	(長寿命化)	一式		J